

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第78号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第3	議案 第79号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第4	議案 第80号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第81号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
第6	議案 第82号	飛騨市中心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
第7	議案 第83号	飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
第8	議案 第84号	字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
第9	議案 第85号	字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
第10	議案 第86号	字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
第11	議案 第87号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第12	議案 第88号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第89号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第90号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案 第91号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第16	議案 第92号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第17	認定 第1号	令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第2号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第3号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第4号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定 第5号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第6号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第7号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第8号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第9号	令和2年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第10号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第11号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第12号	令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第13号	令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第30	認定 第14号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第31		一般質問

○出席議員（１３名）

1 番	小 笠	原	美	子
2 番	水	上	雅	廣
3 番	谷	口	敬	信
4 番	上	吹	豊	孝
5 番	井	端	浩	二
6 番	澤		史	朗
7 番	住	田	清	美
8 番	徳	島	純	次
9 番	前	川	文	博
10 番	野	村	勝	憲
11 番	籠	山	恵	子
12 番	高	原	邦	子
13 番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	下	明	宏
教育長	之	畑	康	子
総務部長	沖	原	利	匡
企画部長	泉	尻	孝	之
市民福祉部長	谷	井	弘	史
商工観光部長	藤	上	あ	さ
基盤整備部長	畑		英	樹
農林部長	森	村	久	徳
環境水道部長	野	山	裕	和
教育委員会事務局長	横	村	賢	一
危機管理監	野	田	治	民
病院管理室長	坂	藤	直	樹
	佐			

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	梶	村	敦	子

本日の会議に付した事件

- | | |
|-----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 議案 第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 第3 | 議案 第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について |
| 第4 | 議案 第80号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案 第81号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第6 | 議案 第82号 飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について |
| 第7 | 議案 第83号 飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について |
| 第8 | 議案 第84号 字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区) |
| 第9 | 議案 第85号 字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区) |
| 第10 | 議案 第86号 字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区) |
| 第11 | 議案 第87号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号) |
| 第12 | 議案 第88号 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第13 | 議案 第89号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第14 | 議案 第90号 令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第15 | 議案 第91号 令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号) |
| 第16 | 議案 第92号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号) |
| 第17 | 認定 第1号 令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第18 | 認定 第2号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第19 | 認定 第3号 令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第20 | 認定 第4号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第21 | 認定 第5号 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第22 | 認定 第6号 令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第23 | 認定 第7号 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第24 | 認定 第8号 | 令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第25 | 認定 第9号 | 令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第26 | 認定 第10号 | 令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第27 | 認定 第11号 | 令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第28 | 認定 第12号 | 令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第29 | 認定 第13号 | 令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第30 | 認定 第14号 | 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について |
| 第31 | | 一般質問 |

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑、一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番、徳島議員、9番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
から

日程第30 認定第14号 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第31 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第78号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第30、認定第14号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの29案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

29案件の質疑とあわせて、これより日程第31、一般質問を行います。

それでは、順次、発言を許可します。

最初に13番、葛谷議員。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

おはようございます。それでは、大きく2点について質問をいたします。

1つ目ですが、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しと、復活に向けた取り組みについてを伺います。2020年の1月に日本で初めて新型コロナウイルス感染者が確認され、僅か数ヵ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。同年の2月末には国から臨時休校の要請があり、飛騨市も新型コロナウイルス感染症対策本部が初めて設置され、以来、1年8ヵ月が経過しました。飛騨市はこれまで37名が感染されております。

そして、岐阜県にも3回目の緊急事態宣言が発出され、また、9月30日まで延長されました。デルタ株は感染力が非常に強く、感染が急拡大したわけでございます。影響を受けて1年延期されていたねりんピックも中止となりました。この間、飛騨市は積極的に新型コロナウイルスとの戦いを続け、先手、先手で感染症対策や経済支援に当たり、一定の成果が得られております。議会も新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、市と連携して対応してまいりました。この感染症については、まだ不明な点もありますが、科学的知見が増えてきて、多くのことが明らかになってきました。これまでに飛騨市は対策会議を延べ121回開き、これは9月8日現在

ですが、検討しながら市内の観光業、飲食業、宿泊業、製造業をはじめ、各事業者から聞き取り調査を行い、現状の状況を的確にとらえ、感染症対策や経済支援が行われてきました。飛騨市のワクチン接種状況は、9月7日現在では全対象者として、1回接種済み者は83.2%。2回接種済みは67.8%。うち、12歳から64歳は、1回目、74.2%、2回目、47.6%、65歳以上では接種希望者が終わっておりまして、1回目95%、2回目93.9%となっております。ワクチン接種が進み、第5波が落ちつき始めると、今後、経済活動も徐々にではありますが動き出し、経済を回しながら感染対策をしなければなりません。緊急事態宣言により、市内でも営業時間短縮や酒類の提供停止で影響が出てきております。

したがって、安全な終息には、まだまだ時間がかかることが想定されますが、感染症への対応は長期化することが見込まれます。今後もコロナとうまくつき合っていながら経済活動を進めていかなければなりません。徹底した独自の感染防止対策を図りつつ、経済をコロナ前に戻す取り組みが必要であります。コロナが長丁場となる見込みから、新たな生活様式を実践し、新型コロナウイルスとともに生きる生活、新たな位置をつくり上げていく必要があります。そのためには自身の感染対策に頼るだけでなく、検査体制の整備などによる感染者が発生しても拡大させない取り組み、いわゆる市内でのクラスターを防ぐ水際対策の強化が必要不可欠であります。

そこで伺います。1つ目、飛騨市では独自の対策として抗原定性検査キットの活用を進めております。さらに、市内医療機関でのPCR検査の支援や無料のまちなか簡易センターの設置など、検査体制の確立に積極的に展開されております。その取り組みは全国から注目されて大変評価されていますが、その成果や課題について伺います。

2つ目に、国民の7割がワクチン接種を完了すれば集団免疫を獲得するため、コロナが終息に向かうのではとの見解もあります。高齢者の多い飛騨市ではワクチン接種も順調に進んでおり、飛騨市では10月中旬には全対象者の2回目接種者は90%を超えると聞いております。県内の自治体においては、接種率が思うように伸びていないとの話もありますが、現在のワクチン接種の状況とブースター接種についての見込みを伺います。

また、市が独自で実施する検査体制の整備を活用して抗原定性簡易キットの活用による、積極的な検査の実施等で早い段階での観光客の受け入れなども期待されますが、今後の具体的な観光戦略はどのように考えられておるのか伺います。他方でコロナ禍における例祭などの中止は子供たちへの地域の伝統文化の継承が危ぶまれるという側面もありますが、具体的な対策があれば伺います。

3つ目に、コロナへの対応が長期化する中、自粛疲れや危機感が薄れてきています。飲食や観光イベント関連などの事業者は依然として先が見通せておりません。国はワクチン接種が一通り完了すれば個人消費が持ち直し、海外の景気回復を追い風に企業も設備投資を増やすのではないかと期待をしております。飛騨市はコロナの知見を生かすことをテーマに、今年度、政策を展開されておりますが、ワクチン接種が一通り完了して、来年度は国内経済活動が正常に戻ることが予測されます。来年度、どのように飛騨市を復活させるのか。現時点での市長の思いを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。コロナウイルス感染症の今後の見通しと復活に向けた取り組みについてということでご質問等に上がりました。

まず、1点目の市が取り組んでいる検査体制の成果や課題につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

新型コロナの拡大以降、国全体の対策は行動変容の呼びかけが中心というふうになってきたわけでありますけども、特に第4波以降、市民や国民の慣れ、自粛疲れというものが顕著になってきたのではないかとこのように考えておまして、行動変容の呼びかけだけでは限界があるという事をその当時から感じておったわけであります。今後、そうした中で社会経済活動を動かしていくためには身近な検査体制を充実させないといけない。明らかに陽性でないという事を確認する以外には方法がないというふうに考えまして、早い時期からこの検討を始めておったわけでございます。

しかし、この検査というのは大変道のりが険しくございまして、いくつもの条件をクリアしなければいけないという問題があります。

まず、国のガイドラインがございまして「病原体検査の指針」というものです。これをクリアしなければいけないということです。これは基準が非常に厳しくて、使える手段が限られてまいります。

また、行政が実施するものでありますから、検査機器や検査キットも、厚生労働省の薬事承認を受けたものを使う必要があるという制約があるわけであります。

それから、医療従事者を確保して関係機関に認めていただけるような体制をつくるという必要もございまして、これらが全て整ったとしても、陽性者が見つかった場合に医療機関や保健所につながりという仕組みもつくっておかなければいけないということで、様々な制約の中で粘り強く検討を続けてきたというのが、ここまでの取り組みです。

ここまでのところをちょっと振り返っておきたいと思うのですが、最初に今年、2月8日から医療機関でのPCR検査の助成制度というものを立ち上げました。これは医療機関が元から実施をしている検査でありまして、検体をとって外部の機関に送ると、そして検査をしてもらうということになるわけですが、これを自費検査としてやろうと思いますと、2万5,000円以上の費用が掛かるということで、市がそれに補助を行いまして、自己負担一律1万円でPCR検査を行えるという体制を整えるというかたちでスタートしたわけであります。

しかし、自己負担1万円でありますから、費用が高い上に結果が判明するまで数日を要するという問題もございまして、何か良い方法がないだろうかということとその時から調べておりました。そうしたところ、約13分で検査結果が判明するID-NOWというPCR検査と同種の薬事承認を受けた機器があるという情報が入りまして、まず、飛騨市民病院に2台。そして、続けて市内5箇所の医療機関に配備をしたということでございます。これを使いますと外注に出さずに検査ができまして、費用も安くできることから、同じ補助額を使って自己負担一律3,000円という価格を実現できたということです。

そして、これを4月22日から動かしまして、市内7つの医療機関で迅速かつ安価な検査を開始したということでございました。

ただ、並行して自ら検体を採取して即時に判定ができる抗原定性検査キットの導入の検討もその当時、既に始めておりまして、これはきっかけがありました。2月に古川町総合会館で陽性者が発生するという案件があったわけですが、その際に保健所の行政検査の対象にならなかった方に不安が広がったということがございまして、この教訓を生かして検査体制を整えなければいけないというふうに思っていたわけであります。

しかし、その際にこの抗原検査キットを配ればいいわけですが、この配るという方法が国のガイドラインでは認めていない、られていない、認められていない。何か良い方法がないのだろうかということで、ここもかなり模索をいたしました。そういたしましたところ東京の病院が行っている検査キットの治験に参加するという方法があるという事を知りまして、さっそこの病院と治験契約を結んで検査キットを備蓄したということでございます。当然、配ってやっていただく訳ですので、やり方の指導がいるということで、市内の事業所を対象に飛騨市民病院の医師に使用方法の研修を行っていただいた上で、必要が生じた場合に配布するという体制を整えたわけです。

ですが、これまで7事業所に対して226キット配布をいたしております。また、宿泊施設の従業員の安全確認、それから、合宿等の受け入れの際の検査にも活用しておりますので、この夏は大変重宝いたしました。

しかし、夏ごろからデルタ株の影響が出始めまして、しかも、人流が増加する夏を見据え、さらなる対策を取らなきゃいけないということが課題になってまいりました。

そこで、まず手始めに8月1日から9月30日まで、この夏の2ヵ月間、帰省者を含めてID-NOW等を配備している市内医療機関での迅速検査を自己負担無しで、無料で実施するという体制を整えたわけであります。

しかし、これも課題がございまして、各医療機関では一般診療やワクチン接種も行っているというので、1日あたりの検査数に限りがあるという問題があります。どうしても、やっぱりそこで簡易な検査体制の確立というのが必要だったわけです。ここもガイドラインでいくと配れないわけですから、なかなか難しいということで何かいい方法がないかということで粘り強く検討していましたが、飛騨市民病院の巡回診療というかたちなら検査体制を整えることができるということがわかりました。

そこで、直ちにその手続きをとり、抗原定性検査キットを利用して自己検査を行っていただく「新型コロナまちなか簡易検査センター」をお盆前の8月13日に開設したということです。なんとか滑り込めたということでした。さらに、9月6日からは市内在勤者も対象とするとともに、当日受付けも可能というかたちで現在も運用いたしております。

これまでの実績なんですけど、PCR検査等の検査助成の利用者でありますけども、9月12日までで延べ892人となっております。うちID-NOW等による迅速検査の利用者は延べ832人ということでございます。大半がこの迅速検査を利用されているということであります。このうち、8月以降無料化してからの利用者が延べ697人ということになっておりまして、この中で陽性者を5人確認したということです。この方々は市外から帰省された方が多いというふうに見られるわけではありますけども、すぐに入院の措置が取られたわけです。

もし、この5名の方々がお盆前後に家族とか友人等と接触、会食、飲食等されたとすれば、間違いなく市内でクラスターが発生していただろうと、感染拡大があったのではないかというふうに思われるわけでありまして、その意味では、まさしく水際で防ぐことができたという成果ではなかったかというふうに考えております。

まちなか簡易検査センターのほうは、今のところ陽性反応の確認はございません。9月13日までに、延べ316人がこのセンターを利用されておりまして、これは大変多くの市民の皆さんや事業所から「大変ありがたい」という声をいただいております。これは市民の安心につながっているのではないかとというふうに考えておるところでございます。こうした今、申し上げたのが検査体制の成果というお尋ねに対するお答えになるわけではありますが、今、申し上げたようなプロセスを通じまして、理想に向かって諦めず、粘り強く、粘り強く検討を進めるということはこの間やってきたわけでありますが、そうしたことのなかで活路を見出せるという経験を積めたということも、飛騨市役所という組織にとって大きな成果ではなかったかというふうに考えておりまして、これは将来、必ずや職員の力となって生きてくるものというふうに確信をいたしております。

今後の課題なのですが、やはり、これは検査体制のさらなる拡充に尽きるというふうに思っております。折しも、先週、政府の感染症対策本部におきまして「ワクチン・検査パッケージ」といたしまして、ワクチン接種歴及びPCR等の検査結果を基に行動制限を緩和していくという方向で検討する旨の提言がなされておりまして、現在、議論が始まっております。緊急事態宣言下ということもありまして、全国知事会などでは慎重な意見も多く聞かれるわけではありますけれども、11月には希望する国民にワクチン接種が進み、第5波が落ち着く段階になった場合、地域での検査体制が急速に求められるようになることは間違いないというふうに考えております。それを見据えまして、市としてはもっと多くの方に簡易簡便に検査を受けられる方法を確立したいというのが当面の課題として位置付けていることをございまして、具体的にその対策といたしまして、現在、稼働中のまちなか簡易検査センターを常設化する。今、9月までの暫定の設置ということにしていますが、これを常設化する。

さらに、今、消防団の器具庫を使わせてもらっていますので、いつまでも使うわけにはいけないという問題もございますので、市役所の駐車場のなかに何かしらコンテナのようなものを設置して、移設をするというようなかたちで常設化に対応していくということも現在、検討しておるところでございます。

2点目、3点目のお尋ねでございます。ワクチンの状況、ブースター接種、それから観光戦略、地域の伝統文化継承、そして、今後の飛騨市復活に向けた取り組みということでございます。関連がございますので一括してご答弁申し上げたいと考えております。

まず、飛騨市のワクチン接種の状況でございます。昨日、9月13日時点の状況を申し上げますと思いますが、全体で12歳以上の方という事になるわけでありまして、1回接種済の方が18,804人、87.8%、2回接種済の方が15,692人、73.2%という数字でございます。このうち高齢者の方、1回接種済の方が8,895人、95.2%、2回接種済の方8,801人、94.2%、そして12歳から64歳までの方、1回接種済の方が9,909人、82.0%、2回接種済の方が6,891人、57.0%という数字でございます。

なお、現在予約済みの方が約598人おいでになりまして、希望される方全ての1回目接種が

もう間もなくでありますけれども9月19日に完了し、2回目接種は10月10日に完了する見込みでございます。これは県内の市では最も早いペースであろうというふうに思われます。今後は12歳の誕生日を迎え、新たに対象となられるお子さんや未接種のまま転入された方、あるいは市ではアンケートを取って、接種希望をとっておりまして、それをベースにしておりますが、接種したいというふうに思いを変えられた方等もございまして、こうした方を対象に、今、随時の申請を受け付けておるということでございます。この方々のワクチンですが、県との協議によりまして、すでに確保済みでございます。1バイアル6人という単位で打たなきゃいけないということですが、そのバイアル単位の人数が確保でき次第、接種案内をお送りいたしまして、今後希望者が接種できる体制を既に整えているところでございます。

この希望者と既に接種済みの方を加えますと最終のワクチン接種率が出てくるわけですが、飛騨市の最終のワクチン接種率は現時点で90.5%を見込んでおりまして、最終的な接種率はもう少し上昇するのではないかとみております。

それから、3回目のブースター接種についてのお尋ねでありますけれども、こちらについては現在、国で検討が進められているというふうに承知をいたしております。9月9日に河野太郎ワクチン担当大臣と有志の市町村長とのオンラインの意見交換会というものがございまして、私もメンバーに入っているものですから参加をさせていただきました。

その際、大臣からの説明を伺ったわけですが、ポイントとなりますところは3回目接種について実施するかどうか、これについては検討中であるということ、それから同じように交差接種の可否ですね。交差接種というのは1回目、2回目打ったワクチンと違うワクチンを打つということです。この交差接種の可否等につきまして、現在、厚生労働省で検討しておるという説明がございました。

そして、実施する場合、早ければ年明け頃からではないかという見解を大臣は示されております。既にそのワクチンは契約済みであるということとその時にご説明があったわけであります。

一方でWHO（世界保健機関）ですが、世界的なワクチン普及の観点から各国に年内のブースター接種を控えるようにという呼びかけを行っております。

また、年明けには国産ワクチンが潤沢に供給できる体制が整ってくるという可能性もございしますので、このブースター接種はどのワクチンを使ってどのようにするのかということが非常に問われるわけですが、そこについての見通しはまだ立っていないというふうに理解をしています。

市としては、これらの情報と今回のワクチン接種のさまざまな経験がございしますので、それを踏まえまして、どういう接種方法をするのが効率的なのかということにつきまして、現在、頭の体操といえますか、検討を始めておるところでございます。

それから次に、今後の具体的な観光戦略あるいは経済的な復活に向けた取り組みということでございます。

まず、その前に今後のコロナウイルス感染症の見通しということにつきまして私の考えを述べておきたいというふうに考えております。現在、全国的な第5波でありますけれども、これは感染力の強いデルタ株によるものという認識であるわけですが、この変異株というのは感染爆発する国で発生するわけです。そうした外国から持ち込まれるということです。

したがって、これは世界的にワクチンの普及に時間がかかるということは、感染爆発をする国

が現れますとそこで変異株が生じて、また、次から次と新しい変異株が出てくるということになるというふうに考えるわけであります。

しかも、それに対応するワクチン、すぐに開発は進むのですが、それがすべてに普及するということはなかなか難しかろう。3回目のワクチンもどのような変異株に対応するものになるのかということも不透明だということになります。

そして、また9月3日の政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の議論を見ておりまして、すべての希望者がワクチン接種を終えてもワクチン接種のみで社会全体が守られるという意味での集団免疫の獲得は困難であるという考え方が示されております。その意味では大変長く今後も時間がかかるだろうというふうに思われるわけです。

他方で、ワクチン自体は100%の予防効果、完全予防効果はないにしても、重症化予防の効果が確実に出ておりまして、ここ数日の様々な報道や分析を見ておりまして、人流が減っていないにもかかわらず感染者数が減少に転じている状況が明らかでありまして、これはワクチン接種が進んだことが理由であろうというふうに分析をされています。

したがって、今後、全世帯に接種が進めば、感染者をゼロにすることができないにしても、重症者を減らし医療負担を軽減する状況に転じているというふうに見ておるわけであります。

こうしたことを踏まえますと新たな変異株が広がらなければという条件つきではありますが、希望する国民の多くにワクチンが行き渡る11月以降は引き続き最大限の感染対策が必要になるものの、国内経済、市民生活の様相は変化し始めるのではないかとというふうに予想されます。

実際にワクチン接種先進国であるイスラエルやイギリス、アメリカなどでは、ワクチン接種が進むにつれて経済消費活動が一気に戻るという現象が見られております。デルタ株の感染終息の遅れはあるものの、来年度は日本国内もどこかのタイミングで一気に経済が動き出す年になるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

その裏付けになるのが現在の国内の状況でございまして、よく「K字回復」と言う言葉をお聞きになると思いますが、日本経済は飲食、宿泊、サービス業などの対人、対面の業種が大きく落ち込む。他方で、製造業などは原材料高や半導体価格の上昇などあるものの大きな落ち込みもなくむしろ好調である。伸びているところと下がっているところがあるというのは、ちょうどこのアルファベットのKのような形になるのでK字回復というふうに言うわけでありまして、そうした状況が実際に出ています。

また、2020年度の国の税収を見ましても、コロナ禍を受けた巣ごもり需要、それから法人税の上振れというのが出ておりまして、2年ぶりに過去最高を更新したというのは好調な業種があるということの裏付けだろうと見ております。これは飛騨市においても全く同様の状況であるというふうに分析しています。

また、2020年の総務省の家計調査、これを見ますと、勤労者の世帯実収入は前年比3.4%増ということになっておりまして、そのうち消費支出、外食、衣服、交通費等は、当然、コロナの感染状況下ですから6.5%減少している。ただ、その差は貯蓄に回っているという可能性が高く、全国的には消費余力が蓄えられているというふうにみています。そうすると、一気に経済が動いてきたときにお金が使われるという状況が予想されるわけでありまして、飛騨市としては一気に経済が動き出したところを見据えた準備をしておくというのが戦略になるということです。既に、来年度の政策の柱の1つに「アフターコロナにおける積極的な経済復活策」という

のを掲げておりまして、対策の検討に入っております。これはそうした考えに基づくものであります。

具体的に申し上げますと、スタートダッシュで需要喚起できるような観光振興策として様々な割引やクーポンによる消費を促す取り組み。それから地域外での物産展等の活動を積極的に展開していきたいと考えておりまして、今年度中から実施できるものについては進めたいという現在、準備をしております。

また、感染が完全に終息することはないというふうに考えられますから検査とのセットということが重要になるわけでありまして。政府の先ほど申し上げましたワクチン検査パッケージの議論を注視しつつ、既に実施している各医療機関での迅速PCR検査やまちなか簡易検査センターでの抗原検査の拡充、利便性の向上、それからコンベンション主催者や宿泊施設を対象とした検査キットの配布やコロナカード対策、飲食店の感染対策指導員による対策の徹底ということをしつかり進めることが需要を取り込む武器になるというふうに考えておるところでございます。

最後に地域の伝統文化継承のお尋ねがございましたのでご答弁申し上げます。昨年と今年2年間、市内各地の例祭が事実上中止になったことに伴いまして、伝統文化継承には不安があるという声が各地で聞かれるわけでありまして。市としても対策が必要だというふうに考えてまいったわけです。

このために、秋ごろ、これは春ごろの話ですが、この秋ごろ、今すでに秋になっているわけですが、感染状況が好転した場合には何らかのかたちで祭り等でのお囃子や獅子舞等の伝統芸能の披露する場が設けられないかというふうに考えてきたところございまして、その場を設けた場合の、参加意思、参加されるかどうかのご希望ですね。

それから、各地区の伝統文化の継承状況や考え等を調査するために、8月に各区長を通じましてアンケート調査を実施いたしました。83地区のうち、約8割の69地区から回答を得たわけでありまして。その内容を見ますと、約8割の地域で不安があると。つまり伝統の継承に不安があるというご回答いただきましたけれども、その理由の多くはコロナの感染による練習不足ということよりも、むしろ地域の担い手不足だというご指摘、そうした懸念の声が多かったわけです。また、披露の場を設定したらどうされますかということにつきましては、参加すると回答されたのはわずか5地区でございました。

また、国指定重要無形民俗文化財である古川祭のエリアにつきましては別途に古川祭保存会や飛騨市観光協会と連携しまして、こうした披露の場に参加されるかという意思をお聞きしたわけでありまして、参加意思を表明されたのは12組中8組ということでございます。

ただ、古川祭に関しましては伝統継承のために、県から補助金が交付されるということで、年度内には練習の場を設けなければいけないという事になっております。このほかに、市内で既に継承のための練習を実施されている地域もございましたし、もともと固定化されたOBによる指導体制が確立されているので継承については問題ないという地域も散見されました。

こうした結果を踏まえまして市としては、この伝統芸能を披露する場の設定ということは見送ることにいたしました。その代わりに練習等を行われる場合には定期的に検査をしていただくということが必要になりますので、抗原検査の配布をするようなかたちでサポートするということが現在、考えておるところでございます。

なお、古川まつり会館の秋の屋台の入れ替えであります。この入れ替えそのものを希望する

屋台組が嚙子の披露を行う場としても使えるのではないかというふうに考えておりました、希望する市民全員のワクチン接種が終わる10月10日から2週間を経た日が10月24日となりますので、それ以降に設定することによってワクチン接種の効果というもののある程度踏まえた上で実施していただけるように現在、検討を進めておるところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

大変丁寧に説明いただきましてありがとうございます。1点、先ほどから言われておりますいろいろ工夫されて、この抗原定性検査キット等々の支給とか検査をされまして、この夏には5人確認されたということで、水際の対策が功を奏したのではないかなと思います。

こういうことで、今、述べられたように来年度、来年というか、今、政府も11月ごろから緩和をしていきたいというようなことを、実験段階でやっていきたいというようなことを言っておりますが、検査体制とそういうような方向を進めていくということだと思いますけれども、今のこの市内、製造業が主である程度持ち直されておるところもありますけれども、やっぱり観光関係、宿泊関係は大変ですから、先ほど言われましたようにクーポンであるとか宿泊施設への支援等を指示されていくと思います。

そこで、市長に伺いますけれども、最初から方向を決められた個別接種と集団接種の2通りを交互にやってこられたわけですが、いろいろと医師会であるとか医療機関と密に連携されて、スムーズにこうやって接種ワクチンが進んできたということですが、そのへんの役割分担というか、どの程度、こういうことがあったから特にスムーズであったとか、もしあれば教えてくださいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨市は個別接種で始めたわけですが、最初、思い起こすと春の段階で県内の市町村の中で、最初から全部、個別接種というふうに言っていたのは、ほんと数が少なくて、市の中ではたしか飛騨市だけだったと思います。

これは当然、集団接種のほうが、効率がいいというふうに当初考えたんですが、飛騨市の場合は医療機関が非常に少なくて、しかも、一般診療も行っているという中で、しかも、非常に地域が広いものですから、接種する方の移動ということも伴うということになると、難しいということで、医師会と協議の上で、医師会のご意向も踏まえて個別接種というふうにしたわけです。

ただ、その個別接種のやり方なんです。その後、実は岐阜県内の市でもかなりの自治体が個別接種と集団の併用になって、個別接種の割合が多いところのほうがむしろ多くなってきています。先般も岐阜市長と話していましたら、岐阜市も8割が個別接種だったとおっしゃっていましたが、そうなる。そうすると個別接種のやり方が実はすごく大事だったというふうに、今、振り返ると思っています。飛騨市の場合は非常にある意味で面倒なやり方をしたんですけれども、接種券を送った上で、そのところにはどこで、いつ、どういうふうに受けられるかということを言わずに、個別接種は通常、自分で医療機関に電話をしたりして予約をとるところが大半なんです。予約を全て市で受け付けるという大変面倒なやり方をいたしました。

結果これが功を奏したというふうに思っています。完全に市でどの医療機関に何人分ワクチンが必要で、キャンセル等も含めて今どうなっているのかというのを完全に掌握しておりましたので、例えばキャンセルが出たり、穴があいたりしたところはワクチンのキャンセル待ちバンクのほうから埋めるということで、全ての予約を100%埋めながら進んできたということをやったところが非常に特徴だったと思います。これを行っている市は県内でも私が認識している限りはないわけで、それが結果として非常に早く進んだ原因ではなかったかと思います。

最初、ワクチンの配布は、当初むしろ飛騨市は遅かったものですから、何度かご説明をしましたが、全部の市に一定枠が配られたら次というやり方でしたから、遅かったんですけど、その割に早く終わったのはそれだったというふうに思っています。これが1つの個別接種だったんですけどもうまくいった要因ではなかったかと思ひますし、これから、この後3回目のブースター接種があるとすれば、そのやり方を基本にしながら次も進んでいくことになるかというふうに思ひます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今後、検査体制とワクチン接種がブースター接種で必要になってくると思ひますので、また、そういう経験を生かしながら、ぜひ、このブースター接種に取り組んでいただきたいと思ひます。聞きますと9月13日現在で12歳から64歳の方が約6割近くきておるといふようなことで、順調にワクチン接種が進んでおるんじゃないかなと思ひます。何とか10月10日までに終了していただきますことをお願いいたしまして次に進みたいと思ひます。

大きく2点目の関係人口の取り組みに關することでございますけれども、関係人口メカニズム解明でわかってきたことはということについて伺ひをいたします。

令和元年度から進められている関係人口等によるまちづくりは飛騨市、楽天、東大の大学院などがメンバーとなって未来のコミュニティー研究室が構成されまして、産学官民の連携による地域の愛着を深めるための実証を通した関係人口メカニズムの研究が進められております。このほど、日本沿岸域学会から沿岸域学会誌の論文奨励賞を受賞されました。このことは関係人口メカニズムを研究する上で大変大きな成果になるのではないのでしょうか。昨年の飛騨市ファンクラブ会員やふるさと納税寄付者、また、楽天サービスなどを利用した全国アンケートを研究してわかってきた内容をより具体的に分析、考察した結果だと思ひます。主な分析結果は発表によりますと、移住地以外に關係のある地域を持つ人が4割以上いるものの、その地域への移住にはつながっていないこと、また、地域活性化のためには単なる人口増加策ではなく地域の愛着を持つ人を増やすことが重要などと発表されております。

そこで伺ひます。1つ目に飛騨市がいち早く関係人口に取り組んできたきっかけや理由を伺ひます。また、関係人口の調査研究からわかってきたことは何かを伺ひます。3番目に調査研究結果やこれまでの市の取り組みから、今後、関係人口の取り組みに生かしていくべきは何かを伺ひます。以上でございます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

関係人口に關する取り組みにつきましてのお尋ねを3点ちょうだいいたしました。関連がござ

いますので一括してご答弁申し上げます。

この飛騨市の関係人口の取り組み、関係人口というのは観光客以上移住者未満というような言われ方をするわけではありますが、そうした関わりの深い方々という概念でございますが、この関係人口の取り組みにつきましては、もともとは2017年に発足いたしました飛騨市ファンクラブの会員との交流連携を進める中から生まれてきたというものでございます。この飛騨市ファンクラブは飛騨市に心を寄せて応援してくださる方を見える化し、直接コミュニケーションがとれる仕組みというかたちで立ち上げたものでございまして、現在、会員数が7,500人を突破しておるという状況でございますが、これまでファンの集いやバスツアー、各種イベントでのブース設置というようなことを進めておったわけでありまして、そうしてありましたら会員自らがボランティアとして市の事業をお手伝いしてくださるという方、あるいはそれを飛騨市まで自ら足を運んでくださるという方が何人も現れ始めまして、これは関係人口ではないかというふうに、そのときに気がついたわけでありまして、これがきっかけでございます。

よく、関係人口というものはこういうものであるというところから対策を始める自治体が多いんですが、飛騨市の場合は実践の中でこれに気がついたというところに特徴があるわけです。この気づきから飛騨市と東京大学の大学院、楽天、それから水産研究教育機構などで構成する「未来のコミュニティ研究室」というものを立ち上げまして、関係人口に関する本格的な調査研究を行ってきたということでございます。

この研究結果をもとに沿岸域学会誌に論文を発表したわけでありまして、この論文の中でわかってきたことを書いているんですが、関係人口は移住しない、あるいは移住したくない層が圧倒的に多いということがまずわかっています。

それから関係人口となるきっかけとして、滞在日数は重要ではないが一度滞在しているかどうか非常に重要だということがわかっています。長く居る必要はないけども、一度滞在しているということが大事だということなんです。

それから、楽しいとか自己有用感が感じられるといった印象深い経験が関係地に対する地域愛着度を高めるということが明らかにされておるところでございます。この論文をご紹介いただきましたように、関係人口という視点から農山漁村の活性化に関して大変有用な資産に富んでいるという評価をいただきまして、本年7月に令和3年度日本沿岸域学会論文奨励賞というのを受賞いたしましたわけでありまして、私自身はこの論文を読みまして、我々自身が関係人口に関して肌感覚で感じていたことが言語化されている。明らかになっているというふうに思っておりまして、これが1つの成果だというふうに考えております。

また、2020年からはこれらの研究結果とこれまでの経験を発展させまして「関係案内所ヒダスケ！」という取り組みを始めたわけでありまして。これは人口減少に起因する様々な分野での人材不足などの地域課題と飛騨市と関わりを持ち飛騨市を応援したいという方々をウェブ上でマッチングする。飛騨市の地域課題と関係人口をウェブ上でマッチングするというサービスでございまして、地域の困り事を関係人口の方にお手伝いしていただくという仕組みでございます。このヒダスケ！を始めているわけですが、昨年1年間で45プログラムの事業を実施いたしまして、延べ400人を超えるお手伝いをさせていただきました。お手伝いの受け入れ側、関係人口としてお手伝いをする側の両者から、うれしかった、楽しかった、今後も関わりを継続したいという感想が寄せられておるところでございます。

この関係人口の創出、拡大につきましては2019年から政府の骨太の方針にも掲げられまして、国の重点施策にも位置づけられておるわけでありまして、飛騨市の関係人口の取り組みにつきましては先進的であるということで、他の自治体や議会などからもご注目をいただいております、今年度も8月末までで30件を超える行政視察の申込みや講演依頼、担当職員への問合せを受けておるところでございます。

今後の取り組みの考え方ですが、人口減少先進地の飛騨市というのは人口減少に伴う様々な地域課題が、私はその地域課題は人との交流を生み出す地域資源だというふうにとらえておりまして、その際にこれまでの経験から人との交流を読み、さらに関係性を深めていくためには3要素が大事だと、その3要素というのは「楽しい」「うれしい」「面白い」というふうに、私は申し上げておりまして、この楽しい、うれしい、面白いという要素を地域課題の中に盛り込んでいくということによってこの地域課題が地域資源に変化をするということを考えておるところでございます。そうした課題解決の3要素を盛り込む中で飛騨市を応援してくださる関係人口の方々と楽しく集い、語り、市内の様々な地域課題解決に前向きにチャレンジする中で、結果として関係人口を増やしていければというふうに考えておるところでございます。以上です。

○13番（葛谷寛徳）

飛騨市ファンクラブ7,500人を有するというところでございますが、今ほど説明がありました飛騨市の観光案内所にもヒダスケ！という仕組みを取り入れてやってもらっておるわけですが、また、常にマスコミに、ヒダスケ！のいろいろなお手伝いが広報されとるわけでございます。そういう中で、今ありましたように人の交流を深めていく、市長の思いでは楽しい、うれしい、面白いが大事だということでございます。

こういう中で、今後、今、2017年から4年目を迎えとるんですかね。4年間こうやって、いろいろと地道に取り組んできたことが、今、成果としてあらわれてくるわけですが、この関係人口の中での移住したくない人が、この関係人口に取り組まれるという中で、こういう今後の関係人口がどの程度、今のままでいくと増えていくのか、そのへんの見通しというのは、今後こういうことを地道に続けていく中でどのような見通しを持っておられるか、ちょっと伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

飛騨市ファンクラブから関係人口にきたという話を先ほど申し上げましたけども、今、いろいろなところで申し上げているんですが、関係人口は3つに分けられると。1つは関心人口、それから交流人口、それから行動人口と、これは私の造語ですけども、関心人口、交流人口、行動人口というふうに3つに分けられると言っています。この関心人口というのが飛騨市ファンクラブの会員数そのものということになるんですが、やってみますとわかることは、その中で交流人口、つまりいろいろなファンクラブの事業に参加をしたり、あるいはツアーとか集いとかに参加される方は、大体1割、10%ぐらいじゃないかと、このように見えています。

さらにその中で行動人口ですね。実際にヒダスケ！とか飛騨市に来て何かをされるという方は恐らく1%から3%ぐらいではないかというふうな仮説を立てておりまして、ほぼ、いろいろなものを見ていると、この数字はそんなに狂わないんじゃないかなというふうに見ておるわけで

す。

そういたしますと、実際に観光に来られるという方はもっとおられるかもしれませんが、飛騨市ファンクラブの総数、裾野を広げていくということが結果として行動人口の関係人口を増やしていくということになってくるというふうに思いますから、やはり、今までは何となくファンクラブ100人いれば100人ともが交流するんだ、何かの行動をするんだというふうに思われるケースが多いし、他県からご視察にこられる方もそうしたイメージを持っておられるんですが、実際にはそうではなくて、裾野を広げていく中で10%あるいは1%から数%の方がやっとで結びつくということなので、やはり裾野を広げるということが非常に大事じゃないかと思っています。飛騨市ファンクラブが1万人になれば恐らく100人ぐらいの人たちが何らかの格好で実際に行動してくださるというふうに思いますから、ここは地道にそのファンクラブの会員数を拡充していくという中で、行動人口を増やしていくということにつなげていきたいというふうに今、描いているところでございます。

○13番（葛谷寛徳）

今までも、本当に地道に続けて、継続されてきたおかげで、徐々にこういう成果が出てきておるんで、今もありましたように、地道にこのことを続けていくことが底辺の底力になるんじゃないかなと思います。一過性で終わるのではなく、飛騨市を長く応援していただくためにも関係人口は大事なことだと思っています。特に私も学校でも仕事でもあらゆる組織は楽しかったりおもしろかったりとそういうことでないと長続きはしてきませんので、ぜひ、そのことを取り入れて、今後もこの地道にこの取り組みを進めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、13番、葛谷議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時00分といたします。

（ 休憩 午前10時53分 再開 午前11時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

おはようございます。私は2つのテーマでお尋ねをしたいと思います。マスク着用ですのなるべくゆっくり、はっきりと話したいと思います。よろしくお願いします。

まず1つ目に感染力の強いデルタ株などの猛威から子供たちを守るために6つのポイントに

分けて具体的にお尋ねしたいと思います。

岐阜県は緊急事態宣言の期限が9月いっぱい延長となりました。飛騨市も感染者が増えています。現在感染者は37人となっています。これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は子供の感染をめぐる状況も大きく変えました。第1にこれまで感染しにくいとされてきた子供への感染が顕著に増えていることです。全国的には小中学生の学習塾や保育園、学童保育、飛騨市では放課後児童クラブという名前ですが、こういうところでの集団感染も増えています。

第2に昨年あたりは、感染は大人から子供に伝播するとされてきましたが、子供から大人に伝播するという新たなパターンが少数ですが報告されていることです。飛騨市も例外ではないかもしれません。

第3に現在、全国各地が災害レベルの状況となっていることです。ワクチンの接種が間に合っていない問題もありまして、全員が自宅療養となった家族で40代の母親が亡くなった痛ましいできごとは子育て世代にとって人ごとではありません。こうした状況下で飛騨市の学校も2学期に入っています。緊急事態宣言のもとデルタ株など変異株まん延から私たちは子供たちをどう守るか、今回は子供たちの環境に絞って市の感染対策を伺います。

まず、1つ目に登校の見合せの選択、分散登校、オンライン授業など柔軟に組み合わせて対応する。あるいはいざというときにそういう体制を備えることが重要と考えますがいかがでしょうか。

2つ目に放課後児童クラブの教室の密状態、これへの対応が大変心配です。市はどのような対策をしていますか。伺います。

3つ目に保育園は当然、園児、幼児が動き回ります。さらに感染防止対策が重要です。若い保護者の方々のワクチン接種は間に合っているのでしょうか。万全な対策を求め、伺います。

4つ目、デルタ株は従来株の半分の時間で感染すると言われています。これはスーパーコンピューター富岳のシミュレーションで出されています。そのため、先生方も児童生徒もウレタンや布ではなく不織布のマスクをつけることが重視されています。これは使い捨てとなりますから、場合によっては市の助成が必要になるかもしれません。しかし、人命第一と考え、対策を打っていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

5つ目、未曾有の感染症のため、先生方の感染を出さないためのご苦労は相当心身に負担となっているでしょう。少なくとも緊急事態宣言が解除になり、落ち着くまで学校内や園内の消毒殺菌の衛生清掃要員を雇用して先生方が本来の業務に専念できるよう行政の支援を求めたいと思います。いかがでしょうか。

6つ目に感染者の誹謗中傷は非常に残念なことです。これはワクチン接種についても同様です。あくまで任意でありますから、打ったのか、打たないのかは他人が詮索することではありません。この詮索が広がれば、これもまさにモラハラで差別と偏見の被害者になってしまいます。ワクチン接種の有無に関しても市が注意を喚起すべきだと思います。いかがでしょうか。

以上6点について答弁をよろしくお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育委員長（沖畑康子）

私からはまず、1、2、4、5につきまして学校及び教育委員会の対応についてお答えをいた

します。

登校の見合わせ、分散登校、オンライン授業等の対応についてでございますが、小中学校の登校については、県教育委員会より地域における感染状況や児童生徒の発達段階に応じた適切な学習となるよう、実情に応じて対応することを通知されております。

飛騨市では現在、市の感染状況を鑑み、子どもたちの安心安全な学校生活と学びをとめないという視点から、通常登校で学校教育活動を進めています。今後、児童生徒の陽性者が確認され感染拡大の可能性があるととなった場合は文部科学省より発出された対応ガイドラインに基づき、学級、学年閉鎖と臨時休業について保健所の指導のもとで対応してまいります。学級閉鎖については、同じクラスで複数の感染が判明した場合や、感染者が1名でも、他に多くの濃厚接触者がいる場合に行います。学級や学年に感染が広がっている場合は学年閉鎖や学校全体の臨時休業の措置をとります。閉鎖中の学級や学年については、保健所の指導のもと、対象者のPCR検査をし、数日間の自宅待機となります。閉鎖期間は教科書を使つての予習、復習やオンライン学習を組み合わせることを考えています。Wi-Fi環境のない家庭についてはモバイルルータの貸し出しや学校で学習をするなど、家庭環境に応じた対応を考えております。

2番目の放課後児童クラブの密状態の対策についてでございます。令和3年度、夏休みに児童クラブを利用した児童は古川小児童クラブ108人、古川西児童クラブ96人、河合宮川児童クラブ13人、神岡児童クラブ70人の計287人です。臨時開設の山之村児童クラブ11人を含めると市内小学生のおよそ3人に1人が登録しています。実際の1日あたり利用者数は登録の6から7割となるものの、ご指摘のとおり事前に密状態になることが想定されておりました。

そのため、密が心配される3児童クラブにおいては次のような夏休みの対応をしたところです。まず、古川児童クラブにおいては普段より広いスペースを拠点としました。古川西、神岡児童クラブにおいては拠点を2つに分散し、1教室あたりの児童数の減少につとめました。どちらも学校の協力を得て実現したものです。そして、分散等で必要になる職員として新たに9人を採用しました。児童の安心安全を確保し、感染対策を行うという点においては本年度は1教室あたりの児童減少を考えた対応でありましたが、今後は人員や教室の確保備品等の整備を検討しています。本年度は児童一人一人が手洗い、うがい、マスク、黙食等ソフト面での感染症対策を徹底することでリスク回避につとめてきました。夏休みが終わり通常の利用児童に戻りましたが、状況にあわせて引き続き感染防止対策を徹底してまいります。

続いて4番目の不織布マスクの徹底についてでございます。専門家の先生方から、一番感染を防ぐのに有効なのは不織布マスクであるが、大切なのは「みんなが着用する」「正しく着用することである」とのご指導をいただいています。子どもの中には肌が敏感等で不織布マスクを着用できなかったり、そこまでではなくても苦手ですぐ外そうとしたりする子どもも多数います。布マスクなら、好きな色やキャラクターがついていることでマスク着用を受け入れることもあります。

そこで、飛騨市の小中学校では、材質は特定していませんがマスク着用を徹底しています。今後も、全員がマスクをしていることの必要性や鼻までしっかり覆い隙間をあけない着用などを指導するとともに、身体的距離の確保や換気、手指の衛生、感染リスクの高い活動の停止、マスクを外す給食時の黙食などの対応を併せて、隙のない感染対策に心掛けてまいります。

5番目の学校現場への衛生、清掃要員の雇用についてでございます。各小中学校における、校内の教室、トイレ等のドアノブ、蛇口、手すり等のアルコール消毒作業に従事する専門員は、令

和2年度、県スクールサポートスタッフとして10月から2月まで2名雇用、市の緊急雇用対策で令和3年1月から3月まで1名雇用しました。今年度は市の緊急雇用対策で2名募集を続けており、5月より1名雇用している現状ですが、人材不足のためになかなか応募がなく、現状に至っております。消毒作業は中、大規模校へは1日おきに各校90分程度で実施しています。小規模校の消毒作業は該当教職員が当番制で実施しています。引き続き残り1名の人員をなんとか確保し、教職員の負担軽減を進めていきたいと考えています。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは3点目、4点目の保育園の対応についてお答えをいたします。

まず、3点目の保育園での感染防止対策についてです。保育園での感染予防対策は厚生労働省及び岐阜県から示された通知に従って対応しており、毎日の健康管理チェックを記入し登園していただいています。

その際、調子が悪いお子様や家庭内で発熱等風邪症状のある方は病院に受診し、自宅療養など行っていると思います。保育園では基本的な感染防止対策を徹底するとともに、各種行事については換気、時間調整、内容変更、人数制限などを行い対応しています。

また、給食時は黙食を基本としてアクリル板などを使って感染対策を実施するとともに、手指消毒、遊具、机、蛇口、ドアノブなど人が触れる箇所は念入りに消毒作業を行うといった清掃作業を毎日実施しているところです。

市ではこれまでにエッセンシャルワーカーに対するワクチンの優先接種を行ってきており、保育園の保育士、看護師、調理員、事務員などのワクチン接種率は現在、97%と高い接種率になっています。未接種の方につきましては妊婦、授乳中、あるいはアレルギーのある方と聞いています。保護者のワクチン接種の状況までは把握できていませんが、市内の接種希望者は最終的に90.5%となる見込みの予約状況ですので、併せてご報告いたします。

続きまして4点目の不織布マスクの徹底についてでございます。保育園におけるマスク着用の徹底につきましては厚生労働省及び岐阜県から示された通知に従って対応していますが、現在のところ、マスクが不織布であるかどうかまでは問われていない状況です。

保育園の3歳以上児については園内では換気を徹底し、マスク着用を原則として保育にあたっています。屋外で遊ぶ場合は密集、密接にならない様に指導しながら熱中症の健康被害にも気を付けてマスクを外した対応もしております。

3歳未満児については息苦しさ、体調不良を訴えることや自分でマスクを外すことが困難な場合もあり、さらに、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用は推奨されておりませんので、国や県の指示も踏まえて今後も対応して参ります。

また、園児へのマスク支給については保育中に汚損した時などに支給をしていますが、普段のマスクの購入につきましては一時期に比べ値段も手頃で流通も安定していることから、各家庭で今後お願いしたいと思います。仮に助成が必要となる状況になりましたら改めて検討して参ります。

〔市民福祉部 藤井弘史 着席〕

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

6点目のワクチン接種への差別、偏見の防止についてお答えします。

市は「みんなにやさしいまち飛騨市」の宣言を行い、市民全員で新型コロナウイルス感染者やその家族、関係者にやさしく接する気持ちで接するように呼びかけてきました。同時に、誹謗中傷や嫌がらせ等が発生した場合のために「新型コロナ・誹謗中傷等相談窓口」を設置するとともに、誹謗中傷情報については飛騨警察署と連携し迅速かつ厳正な対応を進めてきました。昨日現在で、3件の相談が寄せられてきましたが、大事には至っておりません。

こうした中で、9月9日に行われた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部においてワクチン、検査パッケージという考え方が示され、今後、ワクチン接種が2回済んでいること、あるいは検査で陰性であるということを示せば、行動自粛の一部を緩和する方向で検討を進めるという方針が示されました。

これは社会経済活動を戻していく中では必要な取り組みですが、同時に、ワクチン接種に関する差別などを避けることが求められるようになって考えられます。市では現時点において約9.5%の方が接種を希望されない又は接種意向が不明となっています。この中には医療的に接種に適さない方もおられると考えられますが、人数が少ないだけにワクチン接種をしていないことへの誹謗中傷も発生する可能性があることは否定できません。今後、ワクチン接種者の行動制限解除の動向も見据えながら、みんなにやさしいまち飛騨市の呼びかけにワクチン差別の防止のメッセージも含めるなどの取り組みを進めてまいります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○11番（籠山恵美子）

それでは、改めて1つずつ、さらにお聞きしたいと思います。

まず、1点目の登校の見合わせの選択、オンライン授業などについてですけれども、緊急事態宣言が出ている地域、この飛騨もそうですけれども、学校の状況に応じた柔軟な対応が大事ということで、先ほど教育長の答弁ではそのように実情を見ながらという通知というんでしょうか、通達があったということですので、これはよかったと思います。実際には今、文科省は高校に限り分散登校というのを通知しています。

ですが、先ほど答弁では感染があったときの学級閉鎖の件、それから臨時休校の件などありましたけれども、オンラインの授業の説明もありました。実際には小中学校でも感染状況に応じて、こういう分散登校というのもあり得るのではないかと私は考えています。

ですから、いざというときのためにそういうこともあり得るんだということを明確にしておくべきではないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今のご質問の分散登校でございますが、昨年度、数日間、実施をしました。これは学校での密

の状態をできるだけ少なくするための措置でございますが、飛騨市において現在、それから多くの場合、その必要性はあまり生じないと考えております。

ただ、市内に本当に感染がまん延しまして、子供たちの状況を今よりもさらに密の場合、もっと、もっと避けなければならない状況が生じてきた場合には考えることもありますが、できるだけ分散登校はしない方向でおります。と申しますのは分散登校をした場合、自宅にいる子供たちの親御さんは仕事を休まなければならない状況も多々生じております。特にエッセンシャルワーカーの皆さんがたくさん仕事を休まなければならないくて、必要なところがとても手薄になるということが生じました。

そのこともございますし、お休みになられた場合、その子供たちは放課後児童クラブのほうを、ご利用をされるということもございます。そうしたときに、そちらが密になるということもございます。いろいろな状況を考え合わせましたときに、本当に市内にまん延して子供たちが、そういう今の人数で登校するのが危険だという状況。そういう状況のときには分散登校も考えてまいりたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

実際には去年は数日やられたということですね。去年の経験から今、教育長がおっしゃったように分散登校をしますと、同時に保護者の方の減収にもつながる、あるいは失職にもつながることもあるかもしれない。医療従事者の出勤困難などというそういうデメリットも言われています。ですから、本当はそういうことがないのが一番いいんだろうと思いますけれども、何といっても強いデルタ株がまん延するということになりますと、やっぱり状況は変わってきます。そうしたしわ寄せが来ないように、ぜひ、家庭事情に配慮した対応ですね。それから、もし分散登校せざるを得なくなっても、午前中の子でもちゃんと給食が提供される、あるいは午後からの子も食べてから授業が受けられるというような、いろいろな慎重な工夫と備えが必要だなと私は考えます。

それで、去年のこの分散登校をした上での、今のいろいろな困り事については、市はどのように保護者への対応をされましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

給食については、飛騨市は実施しました。と申しますのは午前、午後で分けて登校することは飛騨市の広域の範囲においては不可能でございます。遠いところから通っている、スクールバスを使って通っている子供たちもおります。そうしたものを調整することが困難であるということ判断しまして、一日おきの登校ということに去年はしました。そして、給食も食べて帰ると。そのほうが登校していったときの親御さんの負担も軽くなると考えました。

それから、できるだけ分散登校の期間を短くして、そして、必要かどうかを見極めながら期間を短くしました。さらに放課後児童クラブ等での対応を考えてきました。というふうな対応をとってまいりましたが、その結果ということで先ほどお話ししましたように、本当に分散登校この必要性が生じるということは、まだまだ、もっともっと状況が悪化していった段階であるというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

わかりました。今のお話を聞きますと、僅かな分散登校で家庭に大きなしわ寄せはさほどなか

ったという受け止めでいいでしょうか。

では、2番目にいきたいと思います。放課後児童クラブの密の解消のことですけれども、私もせめて古川小学校、西小学校の様子を伺いたいなと思いましたけれども、なんせ関係者外の私がね、立ち入ることも今は裁かれますので、指導員の方にお話を聞きました。指導員の方の苦勞も本当に大変なものでした。とにかく古川小学校でしたら、まだ、夏休みは広いところでやっても、今は元どおりになっているんですよね。教室が。ですから、マスクを鼻から下げないで、大きな声をあげないで、おやつは黙って食べなさいと子供たちをずっと注意しっ放しで過ぎてしまうと、本当に子供に優しい声がなかなかかけられないという苦勞を言っておられました。

ですから、夏休みの大変な、子供たちが増えた時期から、少しは、2学期は落ちついたと思いますけれども、やはり、何としてでも要員というか支援員さんというんですかね、そういう方を少しでも増やして、部屋も何とかこう、もうちょっとこう、広くできるようにやっていただきたいと思いますが、そのへんの見通しはあるんでしょうか。特に部屋を分けて広く使うということについては。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

平日の対応ということでお答えすればよろしいでございますね。平日につきましてはそうですね、多いときに大体平均で40人ほどの人数になっておりますので、現在の部屋で対応していけるというふうには考えております。

ただ、ずっと中にいるわけではございませんので、外にも出たりしておりますので、多いときには、ほかのスペースも対応してまいります。平日はほかの生徒さんたちも、児童もおりますので、学校の中には、まだ、みんな残っていたりもしますから、別の部屋は、空いている部屋をどこか探すということになってまいります。今の状況では何とかこの人数で収まっているというふうに聞いております。

○11番（籠山恵美子）

特に今の変異株、デルタ株は、やはり本当に強力なものですから、昨年あたりは人と人との間の感覚を1メートルぐらい空けなさいっていう指導で済んだと思いますけれども、今では大人でさえが2メートルほど開けようというようなことになっていますよね。

そうすると、今の例えば古川小学校、西小学校は特に密のような気がしますけれども、子供たちの感覚は十分にとれて、今の教室の状況でやれそうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

前後2メートルの間隔ということは難しい場面もあるかと思います。ですが、ほかの対策も行っております。換気もしっかりしたり、マスクもしっかりしたりということを、常、日頃、徹底している。いろいろなところで隙をつくらないということが大事なことでというふうに、県の専門家委員のほうからもずっとご指導いただいております。そういった

面で、1つ1つきちんとしているというところがございます。

○11番（籠山恵美子）

それでは、3点目でお聞きしたいと思いますが、先ほど部長の答弁の中に、説明の中に時間の調整、あるいは保育の内容変更というような説明がありましたけれども、これは具体的にはどんなことをやっておられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

まず、時間の調整等につきましては、時間を例えば1つの行事といいますか、そういったものを短縮するとか、あるいはクラスを2つ一緒にやるところを1つにするとか、そういったことが内容変更のほうに通じてきますけれども、そういったかたちで、なるべくその密にならないようにというようなことを心がけてやっておるところでございます。

○11番（籠山恵美子）

わかりました。これから園児も、今、保育園でのやっぱり集団感染もね、都市部のほうでは出ていますので、これからも頑張って、やはり1人でも園児の感染者を出さないように頑張っていたきたいと思います。

4つ目のマスクのことなんですけれども、私はよくわかります。小さい低学年の子や園児が本当に息苦しいマスクをして動き回るといことは本当に苦しくて、ついついとりたくなる。鼻を出したくなるとかということは、とってもよくわかります。

それから、やはり布マスクのほうが、この空気の通りがよさそうで、楽そうな感じですよ。不織布より、ただ、不織布は密閉度があるから強いデルタ株には不織布が勧められているんだと思いますけれども、つけられない子、いろいろ事情があって、そういうことは別にしても、実際には布マスクはやっぱり鼻の横から漏れますよね。こういうふうに針金で抑えることができませんので、ですからその辺り、せめて中高学年ぐらいは保護者の方々へできるだけ不織布を着用するように進めるというような学校、あるいは教育委員会の指導というか助言ですね。そういうことも大事ではないと思うんですが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

不織布マスクの有効性について、それから、それを使うことがいいということ、職員はもちろんのこと、保護者へも保健だよりでお勧め、推奨をしている学校もございます。これからはかのところでも全部そのようにして、お勧めをしていくということを進めてまいりたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

次に5番目のことなんですけれども、なかなかこれも募集しても応募がないということで苦労されていますよね。

ただ、今、私のところにくる相談などでも、やはり、どんどんスーパーなんかでも時間が短縮されて、これではとてもやっていけないのでやめたとかね、そういう高齢の女性の相談もあったりするんですよね。ですから、これは諦めずに募集をかけていただきたいなと。先生たちの本当にご苦労を少しでも解消できるようにしていただきたいなと思いますけれども。このあたりで、市長に伺ってもよろしいでしょうか。やっぱり市とああいうのは、教育の中に干渉するのではな

く、ただ、教育環境、あるいは条件の整備、それに携わるのが仕事でもありますよね。そうしますと募集をかけるということなどは、教育委員会でやっておられるのでしょうか。市のほうでしょうか。何か市の支援もいろいろと必要なんではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市のほうでやっております緊急雇用の対策というかたちですから、会計年度任用職員というかたちになりますし、やっております。

ただ、今、本当に今の話もあったんですが、ミスマッチですね。これは本当になかなか難しい問題だということを、この間、痛感してしまってますね。おっしゃるように仕事が減った、なくなった、あるいはなかなか仕事がないという方がおられる反面、そうした方に情報がいっても、やっぱりご本人の希望とかがあって、なかなか結びつかないというケースが本当に多くて、苦戦、苦勞しておりますが、粘り強く募集をかけていきたいというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

根気に募集していただけたらいいなと思います。

最後の6番目のことですけれども、ワクチンそのものが、ワクチンは万能とは言えない現実があると私は考えています。

ですから、ワクチン接種による健康被害の歴史にもつながってきた側面があります。インフルエンザ予防同様、コロナ予防のためにワクチンを進めるのも、これは行政の仕事だと理解しています。それはそれでいいと思います。

ですが、やっぱり先ほど教育長おっしゃったんですしたか。いろいろな事情で打てない子供たちあるいは大人もいるんだろうと思います。だから、ワクチンは任意接種なんですよね。最近では愛知県の犬山市や名古屋市で何人もの教員がワクチン接種の有無を問いかけ、生徒に挙手を強要した問題が新聞に取り上げられていました。当の教育委員会は、これは差別につながりかねない不適切な行為だったと謝罪しましたよね。今、飛騨市は学校教育の現場でこういうことはやられていないですよね。確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

ございません。そういったワクチンが任意接種であるということを、職員にも強く、きちっと指導して認識しているところでございます。

○11番（籠山恵美子）

それでは、そういう飛騨市でよかったかと、市民も安心だなと思いますが、実際12歳からワクチンを打てるといっても、小学校6年生の中にはまだ12歳にならない子もいるわけですよね。そうしますと、例えば修学旅行は団体旅行ですけれども、そういうのに対しての学校側あるいは教育委員会からの保護者への理解、配慮、こういうものは何か考えておられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

保護者からワクチンを打っていない児童は参加させるなど、そういうお声があるということなのでしょうか。と申しますのは、ワクチンを打っている、打っていないにかかわらず、昨年もそうでしたけれども、きちんと感染対策をして、どの子も同じように参加をするということを考えております。

○11番（籠山恵美子）

その答弁が欲しかったんです。そういうことです。この間、本当に子供たちは長い間、我慢を強いられて、様々な不満を募らせていると思います。新型コロナウイルスと感染の仕組みを、やはりちゃんと子供たちも学び、受け身でなく、自分の頭で考え、納得して行動する。こういうことも1つの教育の側面になるのではないかと思います。

ですから、これからも子供たちのために、そういう点も含めての学びの保障をよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。2つ目に青少年が楽しく集える飛騨市にするための公園整備について伺いたいと思います。ずっと、コロナ、コロナで何となく市民の皆さんが萎縮している。去年、今年ですから、何か楽しいことはないかなと。先ほど、楽しい、うれしい、面白いでしたか。そういうような要素が青少年の中に生まれてこないのか、青少年の中にそういうものをつくってやれないのかと私たち大人は思っています。市内公園を整備するに当たり、幼児だけでなく青少年も対象に進めていけないものなのでしょうか。

例えば、千代の松原公園などにスケートボードができるエリアを整備して、青少年も楽しめる場所にしてほしいと、私は議会で過去何度も訴えてきました。

しかし、いまだに実現のめども立たず、それどころか、今、千代の松原公園は一部の空間を除いて雑草が生い茂っています。これでは利用者が激減するわけです。

今年のオリンピックではスケートボードが初めて公式競技として採用され、子供たちや青年たちが魅了されました。私もスポーツは大好きなので本当に面白いものだと、若い子供たちが頑張ってメダルを取ったりと、すごいものだと見てまいりました。スケートボードをやりたいという子も増えているそうです。

しかし、市内にはそういう場所が全くありません。過去にはスーパーが閉店した後の駐車場でスケートボードを楽しむ青年たちを、私は横を通りながらほほ笑ましく見たものですが、今ではどこからも締め出されて、その姿はありません。市内の青少年はもちろん、数年後に誘致が計画されている大学の若い学生たちはいったいどこに集い、仲間と交流し、遊べるのでしょうか。ぜひ、市はスケートボードという健全なスポーツを認知し、青少年が誰はばからず楽しめるよう市の公園などにスケートボードエリア、スケートボードスポット、スケートボードパーク、いろいろ言い方があるそうですけれども、そういう場所を設置していただくよう強く要望したいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

青少年が楽しく集える飛騨市にするための公園整備をということで、スケートボードエリアの

設置についてのご質問でございます。

平成28年9月定例会の一般質問で、当時の仲谷丈吾議員からスケートパークを作る提案がなされ、愛好家団体が自らの責任で器材を管理するのであれば、市の敷地の使用を検討すると答弁いたしました。その後、平成29年度にスケートボードとBMXの愛好家団体「H i d a ・ S k a t e b o a r d ・ B M X ・ S o c i e t y」が河合町の旧羽根体育館に、スケートボードとBMXが楽しめる施設「S i m j a h ・ S k a t e p a r k」をつくれ、現在、運営を行っております。

この施設の設置にあたっては、市の「小さなまちづくり応援事業」への応募があり、熱意あふれる印象的なプレゼンで優秀な成績を収められ、30万円の助成金を勝ち取られたほか、市として別途に旧羽根体育館を普通財産に切り替え、年間約12万4,000円という低廉な貸付料でお貸しするというかたちで支援を行っております。現在の利用者数を伺いますと、昨年の緊急事態宣言後は宣言前の約半数に落ち込み、今年に入っても1ヵ月あたり10人から20人程度の利用者でした。

しかし、東京オリンピックが始まる7月には34名、オリンピック後の8月には72名の利用者があったとのことです。ちなみに同団体によれば、飛騨市内のスケートボード愛好者は30人ほどおられ、古川町、神岡町の在住者がほぼ半々と伺っております。市街地からは離れておりますけれども、夜間はもちろん、降雪時、雨天時も使えるオールシーズンの専用施設であり、若い方々が一生懸命に運営されておる施設でございますので、市としてはこの施設を積極的に利用していただきたいと考えております。

なお、昨年、3月定例会の籠山議員さんの一般質問においては、以前、若宮駐車場や文化交流センター前交流広場を開放したところ、騒音などの苦情や施設の損傷が相次いだことから使用禁止とさせていただいていると答弁させていただきました。同様に、ご提案の千代の松原公園につきましても、やはり住宅の近くですのでスケートボードエリアの整備は難しいと考えております。

また、その他の都市公園においても、騒音対策などの課題は共通しており、市街地で適した場所はなかなか見当たらない状況です。

なお、現在古川町では市街地でスケートボードをしている若者の姿はあまり見かけませんが、神岡町においては船津座付近の護岸を利用してスケートボードの練習をしている若者の姿を目にします。

スケートボードの健全性は認識しておりますので、今後、愛好者の方々に対し、安全に練習できる場所の必要性や条件、具体的な場所の候補などについてのニーズの有無を伺い、これを踏まえて設置の有無を検討したいと考えております。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○11番（籠山恵美子）

羽根の体育館にあるのは屋内ですから、雨天時でもできるのでとてもいいところだと思いますが、なんせ若い方でも車でそこまで移動できる方が利用できるということで、小学生もそうですね。中学生、高校生などは、やはり、せいぜい自転車での移動ですよね。そうしますと、なかなか羽根まで行くということは大変だろうなと思います。

今、1つ説明ありましたので伺いますけれども、その神岡の船津座の護岸でやられている若い人たちは、どこから許可をもらってやっているんですか。それとも自由にそこを使っていた

いて、別にそれで締め出せなんていうことはしていないと、そういうレベルなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私もこの船津座の近くの護岸でスケートボードをやっているという話を聞いたのは、籠山議員の質問があって、後から聞いた話ですので、恐らくその許可とかそういったものは得られていないものと思います。

○11番（籠山恵美子）

飛騨市内でも幼児が遊ぶ場所は、それなりに屋内、屋外あるんですね。

また、高齢者にも地域の集会場やゲートボール場などが整備されています。青少年が集う、あるいは遊ぶのに魅力的なところがあり見当たらないんですね。私、申し訳ないですけども羽根の、これ民間で請け負ってやっているんでしょうけれども、それも初めて聞きました。一度、見せていただきたいと思います。ちょっとネットで調べましたら県内には約10箇所のスケートボードパークがあります。そのうち高山市には2箇所ありました。1つは万人橋の護岸の公共のスケートボードパークです。もう1つは松之木町というところに、人気カフェの横に併設されている民間のスケートボードパークが、これは屋内ですけれども、あるということがわかりました。

ですが、これもやはり高山市ですから中学生や高校生が移動して、そこまでボードを持っていくというのはなかなか大変なのではないでしょうか。とても移動が不自由だと思います。こういう青少年の環境を、社会教育の立場からどのように、率直に思われているのかお聞きしたいと思いますし、積極的に設置するというお考えはないでしょうか。

例えばね、これから杉崎公園の整備計画があります。あそこのどこか一角にスポットでもいいんです。そんな大げさな、走り回るパークでなくてもいいんです。そういうのがあると。ああいう若い子たちは、人に見られてますます上手になるという側面もあって、隠れたところで数人でやってもおもしろくないんだそうです。

ですから、そういう子供たちのことを考えて、杉崎の公園の計画にも可能性はあるのではないかなと思うんですけれども、社会教育の立場を、まず、率直にどう思ってみえるのかお聞きしたいと思いますし、市長にぜひ、関係人口の方のお話ありましたけれども、今、実際にいる青少年のための楽しい、うれしい、面白い。そういう要素の政策も大事なんだと思いますけれども、その辺りで伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いろいろなお声があれば、私はどんどんやりたいと思っているんです。場所ももちろん制約があったり、今の騒音問題とかいろいろな施設の損傷とかあったということはあるにせよ、ほかにいろいろな場所も探せるということもあるかもしれませんし。

ただ、そのお声があんまり聞かないんですよ、正直言いますと。なので、杉崎公園の遊具を新しくしてほしいというのは本当にたくさん聞くんです。そういったところをやっぱり優先して、今みたいに取り組んでいるんですが、お声があんまり聞こえてこないというのが正直な私の感想なので、それで「simjaha・skatepark」私もオープニングのときも行かせていた

だきましたし、のぞかせていただくと、小さいお子さんが、本当に小学生とか保育園児ぐらいのお子さんも練習されていたりするので、私はいいことだなと思いますし、たしかに歩いて行ける、自転車で行けるといふところにある、どこでも使えるというのは大変いいことだと思うんですが、ある程度、機器もいる、機材もいるし、技術もあるし、教えてくださる方とかもあるということを見ると、今そういったお声が多く聞けないという中では、ここを使っていただくのいいのかなということを考えていますが、ほかにも例えばいろいろなことがありますので、神岡にボルダリングのジムがあってEIGHT-ROCKさんですね、これも若い方々が、自分たちでやってらっしゃって、私も何度も訪問させていただいているんですけども、こういったところも根強くあれば、市で応援していきたいと思いますし、ですので、そういった声を、ぜひ、伺ってみたいと思いますので、先ほど教育委員会の事務局長から答弁ありましたが、実際にほかの方々からまたいろいろ聞いてですね、必要があれば、お声があればぜひ、そういった場所の検討をしたいというふうに思います。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

ただいま市長が答弁されたとおりなんですけども、やはり、近くにあれば一番いいということでは承知しております。

ただ、やっぱりサッカーをやりたければサッカー場、スキーをやりたければスキー場、ボウリングをやりたければボウリング場ということもありますので、ただいまのような団体が把握しているのは30人程度ということなのでしょうけども、実際にボードを持っていられる方は、それ以上にいらっしゃると思います。その方が手軽にできる場所があればいいと思いますけども、やっぱり自転車で行ける距離といっても、どこを基準にするのかということありますし、一番、自分の半径1キロメートル以内なのか。そうするとかなりの数がいるということになりますし、いずれにしても籠山議員のおっしゃることはよくわかりますので、今後、やっぱりそういうニーズ調査をしながら、適当な場所があれば社会教育の面からも検討していくべきと思っておりますので、よろしくお願いします。

○11番（籠山恵美子）

市長も、どんどんやりたいというご答弁をいただきましたので、今度、私たち議員はそういう若い人の声を拾ってきます。それで、若い人たちは思ってもなかなか大人と接するということもなく過ぎてしまえば、なかなか声が出せないんでしょうから、根強い声を届けていきたいなと思います。実現するまで。

次に上ヶ吹議員も、やはり関心を持ってスケートボードの質問をするようですから、ぜひ、続きを強力にやっていただきたいと思います。

それと、最後に1つですけど、千代の松原公園に先週の土曜日にちょっと行ってみました。小さい子が何人かキャッチボールをしていて、お母さんが2人おしゃべりをしていまして、そこに入ってきたのは中学3年生か、高校生か、体の大きな少年が2人来まして、何で遊んだかって言ったら、子供のこういう遊具がありますよね、動物の形をした、ぶらんぶらんとやる。それで体の大きな男の子2人が遊んでいるんですね。かわいそうだなと本当に思いました。特にスケートボードにこだわるわけではないんですよ。バスケットボールのゴールボードがあちこちにあった

っていいと思います。スケートボードも本当に町のちょっとしたところにスポット的にあって、そこにちゃんと決まり事が書いてあって、他人に周りに迷惑をかけないようにけがをしないように遊べるということが、あちこちあったら私はとってもいいと思いますので、ぜひ、実現するまでよろしくお願いします。これで終わります。

〔11番（籠山恵美子） 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時00分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、谷口議員。

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきますが、その前に少しだけ一般質問の経緯についてお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、6月の一般質問では医療を受ける立場で考えておりましたが、今回はコロナ禍の中で医療、看護、介護に携わっておられる職員様に感謝の気持ちを申し上げて、サービスを提供される職員さんの立場で考えてみました。第2点は昨年、3月の一般質問では残土処理場の規模と場所についてお尋ねいたしましたが、今回は記憶に新しい、ある7月3日の静岡県熱海市伊豆山の逢初川の土石流災害で死者26名、行方不明者1名と大惨事になり、ご遺族に対して心からお悔やみ申し上げて、市内の残土処理場を含む盛土の安全性について一般質問に入らせていただきます。

1点目、国民健康保険、飛騨市民病院に勤務されておられる看護職員、特別養護老人ホーム、たんぽぽ苑及び飛騨古川さくらの郷に勤務されておられる介護職員の待遇についてお尋ねいたします。近年、全国で少子高齢化が進む中、令和3年度、飛騨市の高齢化率は人口の39.65%、約4割であり、長寿化によりますます市民病院及び特別養護老人ホームのソフト面の充実化が問題になってきます。市民病院は81床、うち一般54床、療養27床、関連施設、介護医療施設たかはら、指定管理であります。があり、職員数約23人、うち看護師56名であります。たんぽぽ苑は定員78名、職員数54名、うち看護師4名、介護士34名。飛騨古川さくらの郷は定員84名、職員数54名、うち看護師5名、介護士34名となっております。

看護師、介護福祉士はいずれも国家資格であるという共通点がありますが、仕事の内容には看護師は医療行為ができるとのことで報酬面での差があり、全国平均ではありますが看護師の初任給は約25万円。勤続年数15年で年収450万円から550万円となっております、介護福

祉士の初任給は16万円で、同様の勤続年数で約350万円から450万円となっております。
また、看護師には特に手厚い奨学金制度があり、恐らく市民病院でも優遇されておると思います。

なお、介護職員の離職率は2007年の22%弱をピークに、2020年は過去最低の15%まで下がっております。理由は処遇改善加算の充実、特定処遇改善加算の新設等維持の施策の可能性があるということですが、まだまだ私には足りないと考えます。そこで、飛騨市内で見聞したところ、報酬面と通勤面で古川町方面の新卒の看護師さんは高山市内の病院、日赤病院、久美愛厚生病院等に就職される方が多く、介護士さんは特に男性の方で結婚して所帯を持たれると退職され報酬等条件のよい異なった企業に転職される方がおられるとのこと。このままでは介護保険適用者の年齢、私ですが、65歳になり、自分はそのときどうなるのかと不安になります。以上のことからお尋ねいたします。

1、介護施設入所者及び入所希望者で待機しておられる市民について、平均入所年数と現在入所希望者の待機人数と待機の日数、1ヵ月とか1年とかという意味です。

2、飛騨市民病院看護職員の待遇について、平均勤続年数、年齢、年収及び奨学金制度についてお尋ねします。

3、両特別養護老人ホーム看護師職員の待遇について、平均勤続年数、年齢、年収及び奨学金について同様お尋ねいたします。

4点目、待遇改善に向けて将来、飛騨市独自の施策について、介護保険料及び地方交付税の問題はあるでしょうか、待遇改善に向けて飛騨市独自の施策はありませんか。

以上4点についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、私のほうからは1点目と3点目、4点目についてお答えをさせていただきます。

市民病院勤務の看護職員、市内特養の介護職員の対応についてというご質問でございます。まず、1点目でございますが、市内特養入所者及び特養入所待機市民についてでございます。特別養護老人ホームの入所待機者につきましては、全自治体で毎年6月1日を基準日として調査を実施しており、本市でも毎年調査しております。今年度の結果では飛騨市民で特養入所を待っている方は71名おられます。そのうち、すぐに入所したいという方は55名です。市内の3つの特養で毎年、平均80名ほどの方が死亡等により退所されていますので、喫緊の入所を希望される方もそれほど長期間待機することなく、1年以内には入所できている傾向にあるととらえています。特養入所されている方の平均入所期間につきましては公式調査の項目ではないため、一部、特養の聞き取りになりますが、平均3、4年というところでした。

なお、平成27年度からは特養は国の指針により、申込み順ではなく客観的に特養入所でないと在宅では生活が難しい方など、緊急性の順で各特養が待機者名簿を整えながら入所いただいています。そのため、緊急性のある方は入所につながりやすい状況となっております。

3点目、両特養たんぼぼ、さくらの介護職員の給与等待遇についてお答えをいたします。両特養に聞き取りしましたが、両特養の平均で介護職員の平均勤続年数は約10年、平均年齢は約45歳、平均年収は400万円ということでした。介護福祉士を目指す学生への奨学金制度としま

しては、様々な手厚い支援体制をしいています。

まず、岐阜県社会福祉協議会で行っています県内就職を約束した学生へ在学中、月5万円と入学や就職準備金などで40万円の給付型奨学金があります。この支援をベースに市では市内就職を約束した看護学生にアパート代、1ヵ月3万円の支援を行うとともに、市内就職時には最大47万円の支援金を交付するようにしています。また、池田町にありますサンビレッジ国際医療福祉専門学校とは介護人材の育成連携協定を市独自に締結しており、市内就職を約束して同校に進学する学生には、県社協の奨学金と合わせることで授業料が無償になる特別の支援も行っております。このほか、学生以外でも介護職員として市内の介護事業所へ就職される方につきましては、市独自に様々な優遇支援制度を設けており、様々な視点から重層的に介護人材確保策を講じております。

4点目、今後の給与待遇等の改善に向けての飛騨市独自の施策についてお答えをいたします。介護サービス事業所は介護保険制度のもとで県や市から事業所指定を受け、法指定事業所として公的な介護サービスを提供するものとなっており、その事業所の運営収入は公定価格として国が定めるサービス提供対価である介護報酬となっています。そして、この収入の中からそれぞれの法人の経営状況に応じ、各法人で介護職員等の給与が決まるという仕組みになっています。この介護報酬は3年ごとに見直されますが、介護職員の給与待遇が他業界と見ても低いという実態を踏まえ、平成24年度からは介護職員処遇改善加算という介護職員の給与に充てなければならない報酬加算が設けられ、一昨年から特定処遇改善加算として、勤続10年以上の介護福祉士に月額平均8万円という規模感で、さらに大きな処遇改善が図られました。

両特養とも、この特定処遇改善による給与改善がなされてからは、給与待遇による理由での退職はないと伺っており、一定の離職防止効果が図られたととらえております。この法人運営の財源となる介護報酬ですが、これは通常1割を利用者から徴収し、残りの通常9割を市の介護保険へ請求して収入されており、介護報酬が増えることはそれだけ介護保険料の負担増につながる仕組みになっています。このため、今後、全国的に介護サービス利用が増える中で介護保険料の負担の増高を抑えることは大きな課題であり、このバランスを見ながら国で報酬額が設定され、国の税金投入なども行いながら程度の維持が図られています。

このような制度の仕組みの中で基本的に介護職員の給与待遇改善は国の取り組みの範疇となっており、市町村が独自に手当てしようとする莫大な予算規模となり、実際に検討できるものではありません。

しかし、市では介護人材確保のネックポイントを絞り込む中で、夜勤者の確保という課題に焦点を絞り、平成28年度から限られた財源をそのネックポイントに注入するかたちで夜勤職員の処遇改善を実施することとし、各法人の夜勤者への夜勤手当の増額の財源補助を行う制度を市独自に創設しました。このように市町村単独で介護職員の給与面での支援を行う自治体は全国を見渡してもなく、当時の介護職員さんの心に響くものがあり、これで一定の離職防止が図られ、実際に入所制限していたベッドが満床稼働にこぎ着けることにつながったということもございました。市として介護職員確保のための支援は全国的に見てもかなり充実した施策を大胆に講じて推進をしておりますし、その内容も事業者の声を聞き、知恵を絞りながら常に改善拡充しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔市民福祉部 藤井弘史 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔病院管理室長 佐藤直樹 登壇〕

□病院管理室長（佐藤直樹）

私からは2番、市民病院看護職員の待遇についてお答えさせていただきます。

市民病院の職員は全員が市職員であるため、職員の待遇については飛騨市職員の給与に関する条例の規定によって定められており、看護職については医療職給料表、3表が適用されております。初任給につきましては4年制大学卒業で、市民病院が20万9,800円。高山赤十字病院と久美愛厚生病院は21万1,000円以上。3年制短大卒業で、市民病院が20万700円。高山赤十字病院と久美愛厚生病院は20万5,000円以上であり、近隣病院に比べて最大で9,100円の開きが出ています。市民病院と介護医療院たかはらに在籍する看護師、准看護師を合わせた本年、4月1日時点の平均勤続年数は12年。平均年齢は46歳。平均年収は615万円で、通知上からは途中入職者が多く、入職後は安定的に長期間勤務できる環境が整っているものと判断できます。奨学金制度につきましては飛騨市看護師等修学資金貸与条例に基づいており、就学期間中、月額10万円が貸与されるもので、市内の医療福祉機関等に就職し、貸与を受けた期間の2分の3の月数以上の勤務により返還が免除されるものです。この制度は市独自の施策であり、高山赤十字病院の奨学金制度でも月額5万円であることを考えると非常に手厚い制度となっています。

市民病院では職員の高齢化が懸念されていることから、平成30年度より、里山ナースプロジェクトによる新卒採用活動に本腰を入れて取り組んでいるところで、今年度にはようやくその成果が実り、来年度の新卒者1名の採用が内定しております。

また、修学資金の貸与制度を現在、5名の方が利用しており、令和4年度以降に利用者の卒業が見込まれることから、現在、看護部教育委員会を中心に新人教育体制を準備しており、主に業務に関連した指導を行うプリセプターと、精神面からもサポートしていくメンターの配置や看護学生研修受け入れに対する実習指導者研修の受講により、学生や新卒採用者に寄り添う体制を整えているところです。人員確保には金銭面も大きなポイントではありますが、今年度の採用活動の実績において、地域包括医療ケアの実践ができていることや、長く安心して勤められる職場の雰囲気求めて、当地にゆかりのない学生が応募されていることから安心して溶け込める職場環境の醸成を大切にして、今後も安定的な人材の確保につなげていきたいと考えております。

〔病院管理室長 佐藤直樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧にありがとうございました。とりあえず、飛騨市民病院についてなんですけども、夜勤もあったりして、報酬のほうもなかなか思ったより、多い金額で出されておられましたので喜んだ次第であります。というのは、市民病院は神岡町及び高山市の上宝町ですか、住民の方が身近で、唯一の中型病院であるということで、十分に、今度は予算の関係もあるんですけども、十分に予算で反映していただいて、長く病院のほうを経営されることを望んでおります。本当にありがとうございます。

それでは、介護福祉士の待遇についてお尋ねいたします。職員さんの報酬は妥当な金額だと思いますか。それと、もう1点なんですけど、私も調べましたら介護福祉士さんへの国の処遇改善

の施策として2019年、令和元年より、やはり勤続年数10年以上の看護師の賃金を月額平均、約8万円、年額100万円程度アップすると決まっているそうですが、実際に聞き取り調査をしましたら全員がもらえるわけではないというような、何かそこまでは調べなかったんですけども、条件が整って10年以上ということが恐らくあると思うんです。今日、わからなければ次回でいいんですけども、そのへんの細かいところをまた教えていただけると幸いです。そして、その処遇を受けられた職員さんは、何名ずつ職場のほうにおられるか教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、お尋ねあった件でございますが、すいません。ちょっとそこまで数字等を把握しておりませんので、後日改めて返答させていただきます。

○3番（谷口敬信）

やはり、私も一般質問を考えて、そのあと、いろいろ勉強させていただいたんですけども、内容が深く、なかなか我々の技術者、技術者というか、土木屋とか、今、なかなか難しいことでしたので、あまり難しいことは言えませんが、ほとんど介護保険の財源は国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%、介護保険料で50%を賄っているということで、介護保険の自己負担率も年金プラス収入の合計に応じて1割、2割、3割と負担率が決まっているそうでございます。

そこで、極端な話ですけども病院経営は通院、入院患者を増やして収入を上げることができませんが、養護施設は病院とは異なり、入所人数も85床かと決まっておりますので簡単にいかないことはわかっております。いろいろな処遇で市からも補助を出してあり、奨学金制度等をやっているという事なので、今後とも続けていただいて、介護福祉士さんの離職がないような施設にしていいただければありがたいと思います。それでは1問目は以上で終わらせていただきます。

2点目ですが、盛土を施した造成地等の土砂崩落の危険について、1 残土処理場及び跡地の盛土状況について、2 宅地開発における盛土状況についてお尋ねします。

先ほども申し上げましたが、熱海市伊豆山逢初川の土石流災害では、死者26名、行方不明1名、避難者数150名余りとなる大惨事の結果となりました。原因は豪雨、総雨量400ミリ以上と建設残土の処分を目的とした条例に基づく自治体への届出もされていたにも関わらず、ずさんな盛土工事に人災とも言える被害が拡大したものと考えられます。

また、災害直後に岐阜県の各土木事務所の職員の方が盛土を施した場所に点検を行っている様子がテレビのニュースで流れておりました。以上のことから、飛騨市内にも同じような場所がありますので、お尋ねいたします。

1 残土処理場及び跡地の盛土状況について、公共で2箇所、神岡町小萱処理場、8割程度完了しておりました。それで、森林に囲まれた場所で、宮川町種蔵処理場は菅沼谷川の砂防指定地内にあります。民間で2箇所、古川町数河処理場、完了しておりました。戸市谷川に面し、宮川町大瀬処理場、施工中です。宮川に面した場所にあります。9月3日、現地確認に行きました。埋立て届出表示看板も設置されており、見た目ではございますが、安定した盛土法面勾配、2割勾配でした。小段排水等も施され、かつ締固めも十分されており、安心いたしました。

ただし、神岡町小萱処分場以外の3箇所は神通川水系への宮川本流と支流谷川沿いでありますが、近くに家屋等が見当たらないので、そのへんは問題ないと思いました。神岡町小萱処理場については、最後の仕上げが残っており、十分な排水設備、調整池及び排水溝を施して完了していただければよいなど思いましたが、いかがでしょうか。

また、宮川の種蔵処分場付近にある。数箇所の過去に施された残土処理場は雑草等が生えて近くまで行けない状態でしたので、特に小段排水は確認できませんでした。また、種蔵を含めた過去の残土処理場の点検、確認はなされたのでしょうか。

2宅地開発における盛土状況について、私、古川町のことしか、ちょっと頭に入りませんでしたので、2箇所行ってきました。飛騨古川ふれあい広場、サッカー場です。及び古城高校グラウンドに多量の盛土が見当たります。9月4日、現地確認に出向きました。見た目ではございましたが、飛騨古川ふれあい広場は完成後20年程度で盛土高は5メートル以上でしたが、安定した盛土勾配2割で小段排水を施され、草刈りもされてよい状況であり、隣接の土地は農地でもあり、問題はないように思いました。古城高校は完成後、45年以上だと思うんですが、盛土高は5メートル以下、盛土勾配が1割から1割5分程度と少し急斜面でございましたが、樹木、雑草も生え、よい状態ではありました。しかし、グラウンド下には雑種地か農地、少し離れて民家が点在し、若干問題があるようにも見えました。その他、造成地で問題になりそうな場所はありませんか。また、古城高校グラウンドを含めたその他造成地の盛土の点検確認はなされたのでしょうか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目のご質問、残土処分場及び跡地の状況についてお答えいたします。

現在、飛騨市が開設し、稼働中の残土処理場は、神岡町の小萱処分場及び宮川町の種蔵処分場の2箇所となっており、民間で開設されている古川町の数河処分場及び宮川町の大瀬処分場の2箇所とあわせ現在、4箇所がございます。

また、これまでに残土処理が完了した箇所は、古川町の信包処理場及び数河処理場、河合町の角川処理場、宮川町の種蔵処理場の4箇所となっております。これらの処理場の盛土は盛土勾配等の形状や雨水排水等の排水計画など、公共残土処理場として決められた基準により設計施工され、完了した4箇所については市が検査を行っておりますので、問題はないものと考えております。

また、当該地が砂防指定地のような規制を受けた区域であれば、おのおの法律等による基準に適合した内容で許可を受け施工しております。残土処理場の定期的な点検につきましては特に義務づけられておりませんが、今回の熱海の災害を受け、8箇所の点検を目視等で行った結果、完了から年月経過により盛土は安定しており、変状等の異常はありませんでした。ご指摘の小萱処理場につきましては、おおむね計画土量が入り、仕上げの段階となっており、必要な調整池も既に整備済みで、法面排水等の設備の整備も順次進めております。今後は植生吹きつけ等による法面の保護など、完了に向けた施工を確実に進めてまいります。

また、種蔵処理場につきましては、砂防指定地内にあることから今年7月に古川土木事務所に

において点検が行われており、変状等の異常は見受けられなかったと聞いております。

次に２点目のご質問、宅地開発等における盛土状況についてお答えします。議員ご指摘の飛騨古川ふれあい広場や吉城高校グラウンドにつきましては、市職員が目視による点検を行い、大きな変状もないことを確認しておりますが、盛土の安全性を判断する点検基準等が国県より示されていないことから、この判断につきましては市の独自の見解にとどまります。

しかし、盛土施工からそれぞれ２２年、４５年が経過し、これまでの大雨においても地形の変化は見受けられないことや、谷地形を埋め戻した形状でないことから、今回のような崩壊の危険性は低いと考えております。また、市内においては、熱海市で災害発生の原因となったような民間施工により谷川を盛土しているような箇所につきましては把握しておりません。今後、国、県から盛土の安全性についての具体的な基準が示された際はこれらの基準に基づき、改めて再点検を行い、安全性の確保に努めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○３番（谷口敬信）

私も現地に行ってみましたので、大体同じような印象を受けましたので、ありがとうございます。

ただ、種蔵地域とおっしゃるんですけども、最近のですね、平成に入ってから、やっぱり砂防施設内ということもあって、恐らく県の届出とか、そういった関係で、書類も随分、昔と比べたら厳しくなって、施工されていると思うんですが、その近くで、以前にどこを盛土されたかと言われても、ちょっとわかりませんが、菅沼地に向かって種蔵から何箇所かに分かれて、多分、建設残土だと思います。あのへんの国道のトンネルのズリとか、災害とか、こういったものと思いますが、そちらのほうの、平成に入ってから盛土をしてある部分については、点検、確認はされているのでしょうか。それが１点。

それと、これはちょっと一般質問で用意をしていなかったもので、次回でもいいんですけども、もう１つ。ちょっと思ったんですけども、平成時代から約３２年間、旧神岡鉱山の鉱道等の残土、神岡鉱山が廃鉱になった後でもいいんですけど、大体それぐらいになると思うんですけども、時期的には。そういった土砂はどこで処分されたかご存じなら教えていただきたいし、また、そのことについては点検、確認はしましたよということであれば、そういうご返答でも結構ですし、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

まず、１点目の種蔵処理場付近の既存の盛土について答弁を願います。

□基盤整備部長（森英樹）

種蔵のほうで、数箇所盛土されているところがあるということなんですが、市の公共残土処分場として盛ったところというのは２箇所でございますが、多分、建設業者が転々と埋められたところがあるのだと思います。市のほうではそういった小さいものは、少し把握はしておりませんが、多分、菅沼谷沿いですと砂防指定地ですので、古川土木のほうの許可をとって埋めていると思いますので、その部分については、しっかりチェックがされているというふうに思っておるところです。

○３番（谷口敬信）

それでしたら、やっていただけるだけお願いしたいんですが、ぜひ、古川土木事務所に出向い

ていただきまして、過去に、施された残土の盛土部分について、調査、点検を、どこの業者というのは、ですので、そういったことも実際のほうで、協力して、住民に不安のないようなふうにしていただきたいと思います。それと、旧神岡鉱山の鉱道等の残土は御存じないということで、とりあえずよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

谷口委員に申し上げます。今の神岡鉱山の件ですけれども、通告外と考えられますので、質問内容を変えるか、もしくは取り消すかお願いいたします。

○3番（谷口敬信）

では、過去の残土処理場の盛土の点検というのには当てはまらないんですか。私はとりあえず知っている場所だけ明記させて、残土処理場とか盛土の箇所に関しては、その他ということですので、後日でもいいんですけども、取り消しはしないです。

◎議長（澤史朗）

鉱山に関するもの。残土に関する盛土の件について、もし、答弁できるようでしたら森部長よろしくをお願いします。

□基盤整備部長（森英樹）

鉱山の残土の処分場がどこへ行っているのかというご質問だと思います。現在は鉱山のほうで採掘をやっておりませんので、過去に採掘した残土は鉱山の山の中で処分されているふうにお聞きしております。鉱山所有の山の中で処分されているというふうにお聞きしております。

あと、鉱山ではないんですが、カミオカンデとかですね、ああいうところで掘削した土砂につきましては跡津川沿いで処分をしているところは確認しております。

○3番（谷口敬信）

はい、ありがとうございます。また、確認できるところでしたらぜひ、確認と点検を、目視でも結構だと思うんですがお願いいたして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時50分といたします。

（ 休憩 午後1時44分 再開 午後1時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、住田委員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、私は今回、大きく2点質問させていただきますが、まず、1点目の通学路の安全対策についてお尋ねしたいと思います。

子どもたちは夏休みが終わり、それぞれ新たな目標を持って9月を迎えています。しかしながら新型コロナウイルスの影響で従前の学校生活にはなかなか戻れません。特にこれから行事の多い時期になりますが、感染状況を見ながらの対応になるのではないのでしょうか。

さて、6月28日、千葉県の八街市で下校途中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷するという痛ましい事故が起きました。現場は幅約7メートルでガードレールや路側帯のない直線道路で、近くの小学生が利用する通学路ではありますが、歩道がない、交通量が多いのに信号がないにもかかわらず、危険箇所と判断されていなかったということです。

そこでこの事案を受け、文部科学省は全国の小学校の通学路を対象に再点検を求める通知を各教育委員会などに出し、見通しの良い道路や抜け道など、これまで危険箇所に指定していなかった通学路も含め点検を求めました。

また、国土交通省と警察庁からも各道路管理者や都道府県警に通知が出され各教育委員会などと合同で点検するよう依頼されました。面積の広い当市では当然通学路も相当の総延長があることと思います。毎年PTAや学校からの通学路に関する要望なども受けてみえると思いますが、8月に開催された総合政策審議会では、保護者の方から通学路の安全対策に関する意見なども見受けられました。今回の通達をもとに市内の通学路の安全対策をお伺いいたします。

まず、1つ目に国からの通達を受け安全点検は行ったのでしょうか。八街市の事件を受け各省庁から通学路の安全点検を行うよう通達がありましたが、飛騨市では各機関と連携し安全点検はされましたでしょうか。また、飛騨市通学路安全推進会議という組織がありますが、こちらとはどのように連携されていますでしょうか。

2点目に通学路の危険箇所と対応について通学路も国道、県道、市道などがあり、道路管理者もさまざまですが、把握されている通学路の危険箇所はどのくらいあるのでしょうか。また、改修にむけてどのようなプロセスで取り組まれているのでしょうか。

3つ目に学校での安全指導についてです。車社会の現代では通学時のみならず、常に危険と隣り合わせで生活しなければなりません。交通事故だけではなく、連れ去りや不審者の声かけなど、心配される事案もあります。自分の身は自分で守るのは鉄則ですが、学校では子供たちの命を守る安全対策についてどのような指導をされているのでしょうか。

4つ目には防犯灯の設置についてです。総合政策審議会では保護者の方から道路の街灯が少ない箇所があるのではと心配される声もありました。日没の早い晩秋から冬季間にかけては暗くなってからの下校もあります。防犯灯の設置に対しては行政区等には設置補助金などがありますが、通学路に対する防犯灯設置についてはどのように要望をし、設置につなげていくのでしょうか。

以上、通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育委員長（沖畑康子）

私からは1、2、3の3点についてお答えさせていただきます。1、2は関連がありますので、

併せてお答えいたします。

議員の仰せのとおり、千葉県八街市の交通事故を受け、文部科学省は「通学路における合同点検の実施について」という文書を発出いたしました。この通達を受けまして、8月に速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去にヒヤリハットがあった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所という観点に留意した危険箇所報告の再提出を学校にお願いするとともに、9月に通学路安全推進会議を行い、併せて合同点検を実施しました。通学路安全推進会議は、各学校及び単位PTAが実施している通学路安全点検の情報を受け、飛騨警察署、古川土木事務所、高山国道事務所、市PTA連合会、市役所関係課及び各振興事務所の関係者で構成されています。点検に際しては該当校区の校長もしくは教頭も立ち合い、詳しい状況の聞き取りや各機関との情報共有をおこなっております。今年度の対象箇所は全59箇所、うち新規が19箇所、対策継続中が23箇所、昨年の会議後から現在までに対策を完了したものが17箇所となっています。また、今年度中にさらに7箇所の対策が完了予定となっているところでございます。

内訳としては歩道に関するものが18箇所、川や側溝に関わるものが9箇所、交差点、横断歩道に関わるものが8箇所、路面状況に関するものが4箇所等となっております。また、道路管理者別にみると、市道に関わるものが6割、県道に関わるものが3割、国道に関わるものが1割となっています。さらに警察に関わるものが3割あるほか、教育委員会や学校が指導を行うなどの対策もあり、複数機関により対策を行っています。

こういった要望を受けて開催する会議は年に1回ですが、個別に届いた要望については随時、道路設置者や警察と情報共有し、対策を行っています。

続けて3番の学校での安全指導についてでございます。小中学校では各学校の学校安全計画に基づき、学級活動や学校行事を中心に安全指導を進めております。学級活動では、4月に通学路の確認と安全な登下校、スクールバス乗車ルールの確認を、雪の時期になると雪道の歩き方や凍結時の事故とけがの防止を題材として全学年で扱っています。学校行事では警察と連携した交通安全教室や自転車教室を実施し、講話と体験を通して児童生徒の安全への意識を高めています。

また、教職員の通学路点検や見守り隊、PTA地区委員の登校指導等、家庭、地域からの通学路情報をもとに、長期休業日の前後には通学班集体会や地区別安全集会を行い、一人一人が危険な場面や危険箇所を認識するようにしています。さらに、連れ去りや不審者の声かけや、大雨、大雪等天候の急変時の対応には、全校放送を使って安全な歩行や危険回避を呼びかけています。

こうした安全指導によって、児童生徒が自他の命を守る意識を高め、通学路における安全な歩行や危険回避の方法を学んでいるところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

私からは4点目の防犯灯設置についてお答えします。

先ほど教育長からご答弁申し上げましたとおり、通学路の危険箇所については、例年、通学路安全推進会議が実施する点検結果に基づき、各関係機関が必要な対策を講じているところです。

この上で、防犯灯に関するお尋ねですが、通学路を含む道路上の防犯灯は、地域で生活する全ての住民の安全確保のために設置されるもので、管理主体は基本的に行政区等にお願いしております。

このため、通学路安全推進会議における点検の結果、防犯灯に関する対策が必要な場合には、関係する行政区等に情報を提供し、既存の防犯灯設置補助金を有効に活用しながら、必要に応じて新設を検討いただいております。

なお、これまでに、市道管理上の必要性から市が道路照明灯として設置するよう対応した箇所もありますので、要望箇所の状況に応じ、必要がある場合には、市としての検討も行っております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○7番（住田清美）

通学路の安全点検については、飛騨市には飛騨市の通学路安全推進会議という組織が、様々な団体さんとかが入ってみえる会議があるので、そこが日常的に、通常的には中心になってやってみえるということで、大変いい組織があるなということを今回、改めて思わせていただきました。今、その中から上がってきたところで59箇所ほどあって、また新規が19箇所、継続が23箇所ということで答弁をいただきました。これらのことにつきましては、計画的にこちらの改修のほうは進めていくのでしょうか。できるところからやるのか、この優先順位というのはどのようなかたちで行われているのかお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

大変時間のかかっておるものもございます。例えば、道路改修などが行われていて、歩道をつけてほしいという要望がある道路もございます。それは、順次、順番にどんどん歩道が伸びていっているような状況があると聞いております。そういった場合は時間がかかっております。すぐにでも対応できるようなことでございますね。

例えば、今回もですけれども、グリーンベルトをつけるとか、色を塗り直すとか、注意喚起の標識をするとか、そういったこと、すぐに改善できるようなところにつきましては、すぐに行われているということでございます。

○7番（住田清美）

工事内容によっては、すぐに着工できないところもあると思うんですけれど、その歩道が欲しいというところは、多分、よほど危険な箇所なのではないかと思っていますので、こういうのを早期に、また着工していただきたいなと思うのと、それから、道路管理者によって、それぞれ予算取りが変わってくるとは思うんですけれど、市道が6割、県道が3割、国道が1割ということでした。そのうち市道が大半を占めるわけでございますけれど、市道、工事に関しては基盤整備部が行うとは思いますが、こういった予算取りについては、やっぱり年度当初に通学路ということで特に危険箇所ということで、予算取りについては重点的に行われるのかどうか、もしわかりましたらお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△副市長（湯之下明宏）

危険箇所というところで、今おっしゃったように、例えば歩道をつけたいというところがあるんですが、例えば、その用地の問題があったりしまして、道路があつてすぐ横が用水路がある。用水路の反対側が家屋があったりしたりするような場合、こういったときにどうやって歩道をつくるのかというようなことが出てくるわけです。そういったその危険、困難度があったりしますので、そういったことを総合的に判断して予算付けをしていくわけですが、基本的にはすぐできることについては早めに直していくという姿勢では向かうんですが、そういう用地確保というようなことがあったりしたものについては、やっぱり時間がかかるという状況で、基本的にはどれだけでも早くしようという気で向かっておるところでございます。

○7番（住田清美）

やはり、子供の命を守るということで、大規模な工事になるかもしれませんが、しっかりその、今、推進会議から上がってきた意見ということもありますので、しっかりと対応していただきたいのと、例えば、市道なら市が予算管理はするんですけど、例えば、国道あるいは県道に関してはそれぞれ国や県のことになっていきますが、こちらのことに、改修については市からは要望というかたちで出ていくんでしょうか。しっかりした予算付けが行われるようなプロセスで進んでいるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△副市長（湯之下明宏）

おっしゃいますように要望をします。それからもう1つは、ほかに手段がないか、ほかの方法がないかというようなことをあわせて考えながら進むということでございます。

○7番（住田清美）

ほかに手段がないかというのは、ほかに補助金なり、別の工事でやっていくとか、そういう感じでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△副市長（湯之下明宏）

申し訳ありません。例えばそこを通らなければいけないのか、ほかから行くことができないのかというようなこと。それは本当に大きな工事、非常に困難な工事があるような場合についてはそういったほかの行き道路といいますか、通路がないかというようなことも探していくという意味でございます。

○7番（住田清美）

すみません。ちょっと財政面ばかりお尋ねして申し訳ないんですが、総務部長いらっしゃいますので、総務費の中に交通安全対策費というのが計上されておりまして、令和2年度決算でも780万円ほどの工事請負費で支出があるんですけど、この通学路の安全対策と交通安全対策費として、これは連動しているものなんでしょうか。それとも交通安全対策費というのは別の用途の目的で整備されるものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

総務部に持っております交通安全対策費につきましては、交通安全のほうの特別交付金、皆さん交通違反で反則金を払われますけれども、その交付金があるわけでございます。それを財源として交通安全のほうの対策にということで、こちらのほうの予算では、ガードレールとか、カーブミラー、区画線なんかの交通安全対策について支出をするものでございます。

○7番（住田清美）

そうしますと、こういう通学路に限定した交通安全改修費とは、また別のガードレールとかそういうものに使われているということで、基本的に通学路の整備に関しては基盤整備部のほうが所管しているということですのでよろしいですね。

それから子供たちの安全対策の教育については学校をはじめ、通学班、校外班、いろいろなところでやっていただいておりますし、まず、通学するときは、やっぱり班長さんとか副班長さんがしっかりと、低学年の子供たちを、足を気にしながら通学している姿をよく見かけます。やっぱり、学校の先生方の目も限りがありますし、なかなか毎日、毎日、通学班の点検はできないと思います。やっぱり地域の目、地域の皆さんのお声というのも1つの大事ななことかと思っています。おかげさまで、飛騨市の中には見守り隊とか地区別のいろんなPTAの方とかがいっぱいいますので、そういう方々のご協力も必要かと思いますが、いろいろな、そういう地域の方々とお話する際にも、通学路の安全とか子供たちの通学班での様子とかは特に見聞きされたり、それを参考に改修につなげていくというようなこともあるんじゃないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

本当にありがたいことで、多くの地区で子供たちを見守っていただいている方がたくさんいらっしゃいます。ずっとついていっていただいたり、危ない交差点あたりに立って気をつけてくださったりしています。そういったお声は各学校でいただいて、生かしているところでございます。

○7番（住田清美）

飛騨市の子供たちは、そうやっていろいろな目に見守られながら生活をしているということはありがたいことだと思っています。それで、今もうなかなかと歩道が欲しいのに歩道ができないというようなジレンマ的なところもあるんですが、そういう道路環境整備ができないがために、通学にとっても危険で、そうなら、いっそのことスクールバスで移動しようじゃないかというようなお考えは教育委員会のほうにはありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

何でもかんでもスクールバスというのは、私は賛成でございませぬ。と申しますのは、本当に歩くということは、とても健康にとっていいことだと思っておりますし、いろいろなところでいろいろな人と触れ合ったりして、周りに見守られていくこと、それこそ学んだりであるとか、いろいろなことを見聞きします。その過程において成長するまでに自身で安全についてきちっと考えて行動しなくちゃいけないということも学んでいくものだと思っております。

ですが、本当に遠いところで、そういう危険箇所もあるようでしたらば、また考える必要もあ

るかと思いますが、現在のところではそういった状況でございます。それを補うかのように、先ほど議員も申されましたように、本当に地域の方がその足りないところに気をつけて見守っていただくということがございます。その過程においては、本当に子供たちは安全をいただいているだけでなく、いろいろなことを話しながら子供たちの心の成長にもつながっているという話をたくさん聞いております。大変ありがたいことでございます。

○7番（住田清美）

八街市の事故に限らず、あそこも本当に住宅街の見通しのよいところではありましたが、いつ飛驒市の中でもそういう危険な事故が起きるかもしれないということは念頭に置きながら、しかし、子供たちは安全教育を受け、また地域の皆さんの温かい目もあるということで、飛驒市の通学路については、また、推進会議もありますので、いろいろな場面から上げていただいて子供たちの安全な対策について今後も、目を配って、気を配っていただければと思っております。

それでは2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は障がい者グループホーム。これは旧和光園をリノベーションしての整備についてお尋ねいたしたいと思います。養護老人ホーム和光園の新築に伴いまして、旧和光園の利活用として障がい者グループホーム等の整備が計画されていましたが、ようやく今議会に撤去工事費3,600万円が計上され、改修に向けた動きがみられました。計画によると今年度、令和3年度に施設内の設備機器や内装の撤去工事を行い、令和4年度に建設工事、令和5年度の供用開始を目指すというものです。

障がい者グループホームについては、昨年9月にも質問させていただきましたが、スケジュールの遅れについては、管理運営予定者である社会福祉法人吉城福祉会との間で、運営に関する思いが十分高まっていない思いがあり、一定期間、研修に行ってください、そこで習得されたことを基に運営理念を作り上げ、それを双方が確認したうえで整備を進めるということでありました。

また、利用者さんの想定としては身辺自立ができる方、障がい者支援区分3までの方を想定し、常時介助の必要な方は当初からは困難との見解でした。

この時点では遅くとも令和6年度には供用開始をしたいという答弁でしたので、着工が早まり良かったのかなとは思いますが、吉城福祉会とは運営の方針について合意が得られたのでしょうか。また、旧和光園をリノベーションしての障がい者グループホーム計画を始める時点では民間の障がい者グループホームは市内にありませんでしたが、本年8月に古川町栄町地内に1棟オープンしました。このグループホームは市内で就労継続支援A型事業所を運営されている会社が、自立を目指したい方、日中活動の場や職場が自宅から遠く通うのが大変という方、わが子の今後を考えてという親さんの思いを叶えるべく整備されたもので、障がいをお持ちの方が安心して生活を送れるようサポートされます。現在は男性用4室ですが、次は女性用のグループホームの整備も想定されてみえます。このように民間でも整備が進められている中で、今回、公的な障がい者グループホームを整備するにあたり再度、コンセプトや運営について次の点をお尋ねします。

1点目は障がい者グループホーム設置の運営理念についてです。障がいのある子どもの親や家族にとって、自分が死んだ後に1人残していく子どもが、この生まれ育った地で安心して暮らせる場所がほしいということは切実な思いであり、まさに障がい者グループホームが親や家族の思いに答える最も重要なサービスであることは言うまでもありません。

しかしながら、民間でも整備が進められている中で、公的な立場で整備を進めるにあたりコンセプトをどのように考えてみえるのかお伺いします。

2点目に障がい者短期入所機能についてです。当初計画では障がい者短期入所、いわゆるショートステイも行うようになっていましたが、今回、提示された中には入っていません。利用希望がないわけではないと思いますが、どのようなかたちでこの機能を提供されるのでしょうか。

3点目に管理運営予定者による研修についてです。障がい者グループホームを運営するにあたって、指定管理者として予定している社会福祉法人、吉城福祉会の職員に他の地域にある施設でスタッフとして勤務していただき、運営ノウハウの習得を目指すため人材育成されるということですが、研修にはまだ行かれてないと思います。コロナ禍の影響もあるでしょうが、今後の計画はどのようなになっているのでしょうか。以上、障がい者グループホームの整備についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、障がい者グループホーム旧和光園の整備についてご質問をちょうだいしましたので、3点お答えさせております。

まず、1点目でございます。障がい者グループホーム設置の運営理念についてということにお答えさせていただきます。昨年9月議会の一般質問における市長答弁の中で、指定管理予定者の吉城福祉会において、グループホーム運営に対する想いが十分に高まっていないのではないかと指摘させていただいたところです。その後、同法人より、古川町下気多地域を地域生活支援拠点として位置づけ、周辺の既存施設を活用することにより総合的な支援を提供したいといった、大変前向きで意欲に満ちた提案がなされ、運営方針について双方の意見が一致したことにより今回の着手に至りました。グループホームは主として夜間に共同生活を営むべき住居であり、ほぼ自分の身の回りのことができて、自分の生活ができる支援区分1から2程度の方が一般的には対象になります。先般、市内で今年8月にオープンした民間のグループホームを拝見しましたが、概ね1人の職員が施設内を見回りながら運営され、入所者の方は自分で自分のことが全てできるという事が前提になっています。今後も民間のグループホームはそういった状態像の方が対象になっていくだろうと思われれます。

それに対して、施設入所支援を必要とされる手前の重度の方、障がい支援区分でいくと3から4の方は食事、脱着衣、排便及び保清など日常生活に介護が必要となることから、コストもかかり、施設もかなり重厚なものが必要になります。さらには、複数の人間で関わる環境も必要となります。今回整備するグループホームは、和光園のスタッフとの共有という強みを活かし、やや程度の重い方の受け入れを行っていくという役割を果たしていきたいと考えています。

ただし、最初の段階でいきなり比較的重度の方を受け入れることは難しいことから、まずは、比較的軽度の方から受け入れを始め、経験を積む中で柔軟に対応をしていきたいという意向を伺っており、将来的には重度の方を受け入れるグループホームになっていくかたちで民間グループホームとの役割分担が行われていくという想定をしております。

2点目、障がい者短期入所機能についてお答えをいたします。現在、飛騨市内に障がい者短期入所、いわゆるショートステイ事業を行っているところはありませんが、家族のレスパイト機能を確保するという意味も含め、非常に要望の強いサービスであると認識しています。

一方で、短期入所の場合、普段全く関わっていない障がい者を突然受け入れることは難しいことから、普段から短期入所を行う事業所の支援者と利用者、ご家族の間にコミュニケーションがあり、利用者の状態像が共有されているという関係が構築されていることが必要となります。その点においては、通所施設ではないグループホームが最初から短期入所の利用を受け入れるということは困難が多いことから、施設の供用開始後の落ち着いた時点でお試し滞在を繰り返す中で短期入所をスタートする計画としているところです。

他方、神岡町山田の多機能型障がい者支援施設は通所支援を主なサービスとしており、運営者側にも通所されている方を対象に短期入所を行いたいというご意向があったことから、それを踏まえ事業開始時期を設定しました。短期入所の利用者は令和2年度で14人となっており、主に高山市内のサービスを利用されていて、延べ61回の利用が行われております。障がいのある方を介護される方の高齢化も進んでおり、今後、短期入所サービスを利用される方は増加することが予想されます。そのため、現和光園や高齢になられた場合の介護施設での短期入所も含めて、全体を見ながら短期入所の受け入れを図ってまいります。

3点目の管理運営予定者による研修についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、度重なる緊急事態宣言の発令等に伴い、今年度、計画しています人材育成研修が実施できていない状況です。研修先や時期については指定管理予定者の吉城福祉会にお任せしており、現段階では、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が見込めた時点で、飛騨地域のグループホームへ施設長やサービス管理責任者クラスの方による研修実施の段取りをしていただいている状況です。なお、県外にも研修に行っていただく計画ですが、こちらもコロナ禍の中、具体的な詰めができていない状況にあります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○7番（住田清美）

市が整備する障がい者グループホームにつきましては、前回、9月のときもそうだったんですが、管理予定者である吉城福祉会の方の熱い思いが伝わってこないというようなことの答弁でありましたが、私も吉城福祉会だけの理念ではなくて、市が思い描く公立の障がい者グループホームとして整備するに当たって、市が思い描く、このグループホームの理念についてもう一度、お聞かせいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これにつきましては議員も、ご質問のほうで書いていらっしゃいますけども、やっぱり市のほうでも、そのグループホームが市内に1つもないというところからのことでございまして、障がいを持った、お持ちの特に保護者さんの方から、1日も早くグループホームをつくっていただきたい。やっぱり自分の暮らしたところで住みたいというようなお話もあったものですから、そこが、そもそもの発着点であったということで思っております。

○7番（住田清美）

そういう思いでスタートしたということなんですが、今の民間のグループホームができました。8月にできて、10月からは入所されるというようなことをお伺いしております。今、民間と公立、同じ目的を持ったものができるわけになります。それで今、利用者さんの想定を伺いました

ら、民間は自分のことが自分でできる、ある程度、生活の自立ができた方を受け入れてもらう。市も最初から無理かもしれないけれど、できれば重度の方も受け入れたいというような思いを聞かせていただきました。私は、やっぱり同じ目的を持った施設が公立と民間にできる場合に、あまり公立神話みたいなものができてはどうかと思っています。というのは保育園、ちょっと話は比べる対象ではないかもしれませんが、保育園を民営化するときも同じ目的を持った施設で民営と公立があるということで、どっちも遜色がないようにサービスは提供するべきであるということ。

ただし、民間ができるところは民間にお任せしましょう。民間ができないところ、例えば保育でいえば、未満児があふれたときに未満児の受皿になる。あるいは休日保育など民間がやらないサービスを公的なところが請け負うというような役割分担ができたと思っています。このグループホームに関しても、このお互いの民間と公立の役割分担のようなものがあるんでしょうか、そのへんがありましたらお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その民間と公立の役割をあらかじめ決めてかかるというよりも、民間のグループホームというのは、必要があって整備されていくというケースが多いですね。社会福祉法人がつくるものなんかですと、地域の実情で求められているものを何とかしなきゃいけないというところからスタートしますが、例えば今、整備されているグループに先日行って話も伺ってきましたし、代表の方も私のところに来られて、いろいろと議論、意見交換もしたんですが、今、就労継続支援のA型の事業所で勤めておられる方の住みかといいますか、住むところを何とか確保しなきゃいけないという。まずそこからスタートされていて、しかも、グループホームとは決して採算がとりやすい事業ではないものですから、ある程度、数をつくらないと採算がとれないんですね。1人の人が幾つもの施設を回りながらでないと、1人分の人件費が出せないという仕組みがあるものですから、そこで、やっぱり女性の部分を別につくったりというかたちになっているということです。

飛騨市の場合は、そもそもグループホームが全くないというところからスタートしていて、高山にも全面的に頼っている状況にあって、やっぱり住みかですから、これは自分の生まれ育ったところにつくるというのがまず原則。それをまず整備したいところから始まっているんですが、民間でそうした動きがあるとすれば、やはりそれを尊重しながら、カバーできないところを市がやっていくというのが基本的な民間と公立の、これは障がい者施設だけではなくて、あらゆる分野がそうですが、民間ができないところを市がカバーするというかたちになります。そうになると、先ほどの採算の問題と関わってきて、重度の方を雇うと採算が極めて取りにくいということになりますので、そうしたところは、市がやっぱりカバーしていく。

しかも、それも単独のグループホームではなくて和光園とスタッフを共用できるというところで、人件費をならしながらやっていくということを、やっぱりどうしてもしなきゃいけないといふふうに思っておりますので、おのずから、これは、どんどん進んで行けば行くほど、その民間で担えない部分を市の施設が担うという役割分担に必ずなってくるというふうに思っていますし、今、そのような想定をしているということでございます。

○7番（住田清美）

民間に任せられるところは民間に任し、そうでないところをやっぱりそれぞれの役割を分担するということはわかりましたが、今、重度の方を受け入れる想定もされているということなんです。が、身体的重度の方ですと、例えばお風呂入れるにも普通のお風呂に入れない方も出てくると思うんですけど、そういった方の対応の設備については、今の設計に、そういう生活介助動線なんかもしっかりと重度の方の対応にもされるように設計のほうはなされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これにつきましては、当初から吉城福祉会さんと一緒に設計を進めてきておりまして、先ほど申しましたように支援区分を3から4の方を想定して、例えばお風呂ですと、両脇から、こう抱えてお風呂に入ってもらえるような、両側に隙間というんですか、片側だけじゃなくて、そういったような設計にもしておりますし、そこは十分配慮して設計をさせていただいております。

○7番（住田清美）

利用者さんのことなんですけれども、なかなかこういったところは厳しいところがあると思います。それで、やっぱりできるだけ近い入所があれば、それだけ措置費的なところでも助かる。そしてまた、利用者さんからも利用料がいただくということで成り立っていくと思うんですけれど、なかなか、今の和光園のリノベーションのところで、当初、12床設計されていますけれど、そして、なれないこともあって、最初から満床というわけにはいかないと思いますが、こういう利用者さんの想定と運営していく、管理費的なところを、しっかりお互い吉城福祉会さんと市ともシミュレーションなされた上で合意に至っているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

吉城福祉会さんとは幾度となくシミュレーションをさせていただいて、今、議員おっしゃられたように、最初からその定員の12名では、とてもやっぱり準備もありますので、無理だということで、例えば、ちょっと数字を忘れましたけど、今ちょっと、例えで言いますが、定員12名のところを、例えば1年目は6人、2年目は9人、3年目で12人とかというようなシミュレーションを何回かかけて、それで指定管理料も1期目の3年間は清算方式で入れさせていただいて、定員になるまではですね、そういったかたちで検討させていただいたところでございます。

○7番（住田清美）

こういう施設がたくさん出るとは、先ほど申し上げましたように利用者さんが選べるほど施設があるということは、すばらしいことだと思いますが、逆にその利用者さんの取り合いにならないのかそのへんだけ、ちょっと危惧するところであります。

それから、今回、整備費が3,000万円、取壊費が3,600万円計上されていますし、そのほかにも、債務負担で4億数千万円、合わせて4億5,000万円ほどになるような予算で計上されていますが、これの内訳は全部が積立てた社会福祉基金のほうで賄うのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これ、私がちょうど市長になったすぐのときの決算剰余金を積立てて、そのために積立てておりますので、その中でやりたいと思っておりますが、今、ちょっと言っていますのは、いければ起債を、交付税措置のある起債を充てて、その償還財源に今の基金を充てるというかたちにする
と交付税の分だけ浮いてくるというところちょっと言い方変ですが、その分だけ有利になりますので、
今、その活用できる起債も考えながら、それを非常に短期で償還することによって交付税措置を
得られるようにする。ですので、真水で使う分を極力減らすということですが、そういったこと
も考えています。いずれにしても財源は全部確保されていますので、その中で対応するというこ
とでございます。

○7番（住田清美）

いずれにしても、障がいをお持ちの方、ご本人はもちろんですけど、そのご家族の方にとっ
てもグループホームは念願のグループホームであったということで、当初は民間がない中で計画
をされた市のグループホームであります。今、民間でもいろんなそういう施設が出てきて、利
用者さんもみえるということで、明るい光が差してきたのかなと思っています。計画が前倒しに
なっていくことは大変よいことだと思いますので、しっかりと後は運営について吉城福祉会さん
とまた協議をいただきながら、入所者さんが安心して、こちらのほうで生活ができるような施設
になることを祈っております。

以上で私の質問を終わります。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで休憩といたします。再開を午後2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時39分 再開 午後2時45分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

新型コロナウイルス感染は昨年1月頃から急激に全国に広まり、約1年8ヵ月が経った現在
も収まることなく、大変厳しい状況にあります。岐阜県においてもデルタ株等による第5波の影
響を受け8月27日より9月12日まで緊急事態宣言の対象区域に指定されましたが、緊急事態
宣言も9月30日まで延長されました。飛騨市の感染者も8月のお盆の頃から17名感染が確認
され、増加傾向にあります。そのほとんどが若年層であるようです。感染予防とされるワクチン

の接種も10月10日頃には完了するようで、その効果を期待するところであります。コロナによる飛騨市の経済は大変厳しい状況にありますが、国、県や飛騨市の様々な経済対策支援があり、大変ありがたいと思っています。今回も商工団体等による独自の経済活性化対策として、8月で終了したプレミアムおしゃれ券、また、神岡町のプレミアム商品券は2日間で完売し、12月末まで使用できるようです。古川町のポイントカード会でも10月8日から10日にプレミアム商品券を販売するようです。大変、経済効果を期待しております。ぜひ、利用いただきたいと思います。経済効果を期待しております。

しかし、業種によっては更なる支援や対策が必要な業種もあるようです。先日行われましたコロナ対策特別委員会でもいくつかの対策が検討され、今後の対応方針が発表されました。その中の対策について、次のご質問をさせていただきます。

1つ、宿泊業者に今後どのような支援をしていくのか。宿泊業は5月に県からの宿泊事業者支援金の補助があったようですが、今回の緊急事態宣言では県からの支援がなく、県外の移動が自粛されている中、夏季に多い合宿や大会も中止され大変厳しい状況にあります。神岡町では一部ハイパーカミオカンデ整備によるビジネス需要があるようですが、観光、スポーツ大会による宿泊者は少なく大変厳しい状況にあると考えられます。今後、飛騨市として宿泊業にどのような支援をしていくのか。また、観光宿泊者に飛騨市あんしんの宿のような支援ができないか。コロナ対策特別委員会の中でも解除後の観光需要策が必要としているが、市の考えを伺います。

2つ目、食タクチケットを再度発行できないか。酒類またはカラオケ設備を提供する飲食業は緊急事態宣言が解除された後、少しはお客が戻ると思いますが、コロナウイルスの状況によりますが、年末年始の忘年会や新年会ができないのではと予想されます。

また、タクシー業や酒小売業についても年末年始にかけて厳しくなるのではと考えられます。自宅で楽しめるように仕出しや持ち帰り料理等、家族での食事に使用できる昨年同様、食タクチケットが再度発行できないか。タクシー業からも再度の実施願いがあります。市の考えを伺います。

3つ目、電子地域通貨等を活用した需要喚起対策をより多く利用してもらうための市のできることは。コロナウイルスの影響により、飲食業をはじめ小売業やサービス業は少なからず影響がでています。今後もイベントなどが期待できず経済の活性が望めません。今までに電子地域通貨等を活用した需要喚起対策が2回開催され、それなりに経済効果が出ているようです。市としては3回目を検討中としているが、利用者や加盟店が増えるよう市としてどのようなことができるのか市の考えを伺います。以上3つ、よろしくお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、まず1点目の宿泊業者への今後の支援についてお答えいたします。まず、飛騨市内の宿泊施設の需要は、一般観光客、スポーツ合宿、ビジネスと大きく3つに分類されるところと考えております。これらは際立った特徴があり、支援の内容もそれぞれのタイプに分けて検討していく必要があります。

まず、古川市街地を中心とする一般観光客向けの宿泊施設は、7月の宿泊者数は昨年より3割

増加していますが、8月の緊急事態宣言以降はキャンセルが相次ぐ状況にあります。

次に、数河、流葉地域を中心とするスポーツ合宿を主として受け入れている宿泊施設は、7月はサッカー、ラグビーの合宿受け入れにより、昨年と比べますと5割超増加していますが、緊急事態宣言以降は大口の合宿がキャンセルされるなど、特に夏場の合宿が年間の収入の大半を占める一部宿泊施設は大変厳しい状況となっております。

一方、神岡市街地や一部流葉地域を中心とするビジネス向けの宿泊施設は、スーパーカミオカンデの維持補修、工事関係者の宿泊により8月以降もある程度の長期予約が入っており、流葉地域においては合宿需要の低下をカバーしている状況にあります。

また、河合、宮川地域についても、もともとダムや国道工事関連のビジネス需要があり、釣りやアウトドア需要が8月以降厳しくなっている中、ある程度の予約が入っております。

ただ、いずれにおきましても、需要の落ち込みは見られていることから、多くの宿泊施設が国、県の支援金を受給されており、利益の減少を補っておられます。このうち、県の支援では6月に岐阜県が実施した宿泊定員に応じ、40万円から200万円が支給される宿泊事業者支援金をほぼ全ての宿泊施設が受給されており、国の支援では、月あたり概ね10万円が支給される月次支援金を複数の事業者が受給されている状況です。

このため、市といたしましては、利益減少を補う支援策とは別に、市内の宿泊施設のタイプに応じ、緊急事態宣言解除後の宿泊需要を掘り起こすことができるような対策を検討しているところです。

まず、一般観光客向けにはOTAを活用した宿泊割引キャンペーンをはじめ、観光客の市内消費喚起を目的とした地域共通クーポンの発行により、お値打ち旅を誘客の柱に進めていきたいと考えております。

また、スポーツ合宿向けには、スキーを中心とする修学旅行需要の獲得につながるよう安全、安心修学旅行プランと銘打ち、コロナ抗原検査費用の補助や体調不良時の無料検査など、飛騨市が先行して進めてきた検査体制を柱に、安全、安心な旅を提案してまいります。同時に一般スキー客の宿泊需要の獲得に向け、市内宿泊者に対するリフト券半額割引も実施したいと考えております。

なお、ビジネス需要については、市内事業所の皆様と連携し、安全出張プランとして宿泊割引と無料検査をセットにしたキャンペーンの実施を検討しており、今後市内へ出張される関連企業の皆様の宿泊促進とこれまでビジネス客を受け入れていない宿泊施設での、新たなビジネスチャンスの開拓につなげていきたいと考えております。

続きまして2点目の食タクチケットの再発行についてお答えいたします。結論から申し上げますと、なんらかのかたちで秋から冬にかけて実施をしたいと考えております。

その検討にあたっては、食タクチケットの実施における課題を丁寧に整理することが必要だと考えます。食タクチケットはプレミアム分40%で、昨年12月から今年5月までの6ヵ月間の使用期間で実施したもので2万5,000冊を完売し、1億7,500万の経済効果を生みしました。

その内容を分析しますと、主に利用されたのは12月、1月の忘年会、新年会シーズン、3月の歓送迎会シーズンとなっており、金額にして1億3,000万円、全体の70%がこの時期に利用されております。このことから実施期間が長くても、もともと需要の高い時期以外は使われ

ないことがわかります。

また、大きな問題であったのは、チケットやポスター等の印刷を始めとした準備に非常に時間がかかることです。加えて特に入金を急ぐ事業者としては換金を頻繁にしてほしいとの強い希望が寄せられる一方、換金をお願いしている金融機関においては事務手続きの関係上、換金回数を少なくしてほしいと再三要望されてきたところで、この対応のために手数料を増額して換金回数を増やさざるを得ず、さらに実施費用がかかるという状況に陥りました。それらを全て解決できる方法を検討する中で、電子地域通貨さるぼぼコインを使用した消費喚起策の実施を考えております。これまで、電子通貨によるまると大売出しを2回行っておりますが、最適なシーズンに限ってキャンペーンを実施することが可能で、印刷物等の準備も最小限で短期間に行うことができ、周知もスマートフォンによるプッシュ通知で利用者にダイレクトにお知らせすることもできます。

また、各事業者の販売状況も随時、把握できるため、効果を測定するのも容易です。さらに、手数料が1.8%かかるものの、最大のメリットとして翌日入金されることが挙げられます。

また、この仕組みを活用することで、食べ歩きすることによるポイントアップや一事業者の利用額を一定額で制限をかける等、限られた事業者に利用が集中せず、まんべんなく消費が行き渡るように実施できることが過去のまると大売出しの経験からわかってきております。これらを踏まえ、現在、飲食店支援キャンペーンの具体的な制度設計を行っているところです。

なお、タクシー事業者への支援につきましては、飲食後の需要とは別に通院や生活に必要な外出など、高齢者の日常需要の獲得も掘り起こす必要があると考えており、タクシー料金に対するさるぼぼコインの一定額の適用を検討すると同時に、高齢者等のタクシー利用に限定した、いきいき券の追加交付を検討しております。

次に3番目の電子地域通貨等を活用した需要喚起対策についてお答えいたします。これまでに市が実施した、電子地域通貨さるぼぼコインを使用した事業から市内の利用状況を見てみますと、まず、ユーザーについては、2回のまると大売出しの実施時期でさるぼぼコインに413名の方が新規加入されております。これはまると大売出しで買い物をされた方の18%に相当します。

次に、市内でさるぼぼコインが使える店舗の割合ですが、飛騨市プレミアム商品券の加盟店が417店で、そのうちの192店でさるぼぼコインが利用可能となっており、46%の普及率となっています。このうち30店は、その後実施した2回のまると大売出しの際に加入をされています。

これらのことから、さるぼぼコインも含めた電子決済や電子通貨などキャッシュレスを推進していく素地はできつつあると認識しており、今後も同様の取り組みを続けていきたいと考えております。

一方、市内事業者に対して行ったキャッシュレスに関するアンケート結果を見ますと、導入率が低い分野としては建設業、木工業、飲食、理美容、運送、宿泊があり、特にいわゆるB to B、事業者間での取引が多い事業者では導入が低くなっている傾向が伺えます。

また、B to B取引の理由以外で導入しない理由を聞いてみますと、手数料がかかる、高齢で使い方がわからないという声が多く見られています。このうち手数料についてみますと、さるぼぼコインは1.8%、ペイペイが1.9%、メルペイが2.6%、楽天ペイ等多くが3.24%

となっています。また、クレジットカード決済は概ね3.24%から3.95%であることに比べますと、市内で普及しているさるぼぼコインの手数料は安価な水準にあると考えられます。

また、QRコードのみで端末も不要であり、スマホでも決済可能と機器もシンプルになっていることも合わせますと、キャッシュレス決済の普及に取り組んでいく環境は十分に整ってきたと考えられます。

さらに、行政の支援策もキャッシュレスが活用されるようになってきており、岐阜県においてもDX施策の目玉として、宿泊促進のキャンペーンとして、ぎふ旅コインというさるぼぼコインの仕組みを使用したシステムによる事業を行う予定であることが既に発表されており、今後、地域限定で実施する考えもあることも示されております。

こうなりますと、好むと好まざるとにかかわらず今後、商売をしていく上ではキャッシュレスへの対応を図っていくことが不可欠な時代になったと考えています。このため、高齢による対応の不安などに対しては、利用者が最も多いさるぼぼコインを中心に、相談会や講座をするなどの支援を行っていきたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。大手宿泊予約サイトを利用して割引クーポンをやるという話を言われたんですが、幾らぐらいを割引されるのか、そして入っていない、ほとんど僕も、ちょっと、調べさせていただいたんですが、飛騨地区で350ぐらいの分が入っているんですが、結構、飛騨市でも入っているところあるんですが、まだ入っていない箇所もあるんです。宿泊施設に。そういったところについては、今後、どうしていくのか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

OTAを利用した宿泊割引については、宿泊の金額により、段階的に割引がされるようになっております。市内の宿泊施設も議員がおっしゃられるように全ての宿泊施設が、OTAによる宿泊予約をできる体制になってはおりませんが、観光課のほうで未対応の事業者さんについていろいろと働きかけをするとともに、新たに加わっていただけるように、OTAを活用したシステムについての勉強会なども行っておりまして、順次、加入を増やしていきたいと考えております。

○5番（井端浩二）

勉強会ですが、6月の対策委員会でもちょっと聞いたんですが、8月にやる予定をされていたみたいですけど、8月に果たしてやれたと思うので、OTA会議にどれぐらいの業者が集まりましたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

8月の研修会の開催ですが、この第5波の緊急事態宣言が発令されておりまして、延期をしておりますのでお願いいたします。

○5番（井端浩二）

そうですね、緊急事態も出ているので、また、予定はされるんですよね。はい、わかりました。

あと、さるぼぼコインの事業主ですが、ちょっと銀行の方に聞いたら、結構、ご年配の方の利用が僕は少ないんじゃないかなというふうに感じておったんですが、結構、銀行の方に聞くと意外と多いですよという返答で、ちょっとびっくりしたんですけど。それで利用者を増やすには、当然、市がいろいろなところでPRをしなければと思うんですが、特に飛騨市全体でさるぼぼコインを取扱いしている店というのは、340店舗だそうです。そしてそのうち、古川240、神岡80だそうです。神岡は特に少ないような感じがするんですが、そのへん皆さんに使っていただけるように神岡としても頑張ってもらいたいと思うんですが、あるいはその神岡の加盟店を増やす意味ではどんな働きかけができるのか市として、そのへんをお尋ねさせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

神岡の事業者さんで、さるぼぼコインの加盟店が少ないということですが、こちら、やっぱりメインバンクにされてみえる金融機関の割合なども影響していると考えております。今後、さるぼぼコインの事業者さんを増やすに当たりましては、飛騨信用金庫さんからの営業も当然ですが、うちのほうでは、今のまると大売り出しのような事業者さんにとっても利用者さんにとっても魅力的な催事を企画することによって、必然的に加盟店の増加にもつながっていくと思っておりますし、機会をとらえてPRもしていきたいと思っております。

また、先ほど申し上げたように、岐阜県でもさるぼぼコインのシステムを利用したぎふ旅コインというキャンペーンが始まることになっておりまして、それを利用するにも、さるぼぼコインのユーザーさんはエントリーの手続をするだけで、今までどおり店頭のQRコードを使って決済が可能で、ほかの地域の事業者さんと比べると、さるぼぼコインに入っていることによるメリットもありますので、そういったところでの呼びかけもしながら、また、普及に努めていきたいと思っております。

○5番（井端浩二）

今のぎふ旅コインというのも、うちも来ていまして、そのへんはいいことやなと思って、また利用したいなと思っています。ちょっと確認ですが、地域通貨を使った取扱店というか、業種については、小売業をはじめ飲食業、全て使えるところが利用できるという確認でいいですか。要はさるぼぼコインはそれに絞るんじゃなくて、全体に飲食業からあるいは小売業、そして旅館関係全部使えるところがいいんですか。取扱店は。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今おっしゃいましたのはぎふ旅コインのほうではなくて、さるぼぼコインの今後、打つ対策ですか。

まると大売り出しについては、今後の定期的にやっております事業者さんへの聞き取りや、市内の経済状況の様子を今後も確認していきながら、コロナの感染状況等もあわせて、どの業種が困っているかというところをしっかりと見極めた中で、前回と同じ範囲にするのかもっと絞り込んでいくのか、そういったこともしっかりと検討していきたいと思っております。

○5 番（井端浩二）

ぜひともコロナで小売業あるいは飲食業、大変困っていますので、そういったところを当然、助けてやっていただきたいなと思います。午前中の葛谷議員の市長の答弁の中にK字回復とありますので、特に好調な企業についてはいいですが、特に不調な企業はわかりますので、また、そういうところに大変手助けをしていただいて支援をしていただきたいなと思います。

続きまして2つ目の質問、2つ目はペットについて質問させていただきます。

飛騨市において何人の方がペットを飼ってみえるか把握していませんが、かなり多くの方が飼っているのではないのでしょうか。朝夕のペットの散歩をよく見ます。近年は家の中で小型犬を飼う人も増えているのではないのでしょうか。ネットを見ているとペットを飼う理由アンケートに癒しになるという答えが圧倒的に多かったようです。また、ストレス解消、飼い主の気分の向上など家族同様で家族の一員のように思ってみえる人が多いようです。一方でペットの虐待や多頭飼育など近所の方への匂い、糞害、鳴き声などの問題もあるようです。ペットについて次の質問をさせていただきます。

1 指定避難所はペットと一緒に避難してもいいのか。飛騨市に指定緊急避難所が何箇所かありますが、ペットを飼っている方も避難をします。飼ってみえる方にしてみれば家族同様ですので一緒に避難したいのではないのでしょうか。当然、飼い主の方もペット用キャリーに入れて餌や糞を処理するビニール袋など、人に迷惑にならない準備は必要ですが、同行避難はいいのか。また、動物嫌いやアレルギーがありますので、部屋を別にする必要がありますが、また、別の同行避難所を指定するか。飼い主には周知してあるのか。市としての考えを伺います。

2 2つ目、猫屋敷と呼ばれる多頭飼育問題について。現在、古川町の19区付近に猫屋敷と呼ばれる家があるそうで、20匹から30匹の猫がおり、以前から近所では問題になっているようです。糞害や近所の家へ入り込んだり、匂いの問題があつたりで困っているようです。市もそのことは把握しているようで対応はしていると思いますが、その経緯と今後の対応はどうか市の考えを伺います。また、飛騨市内にこのような猫屋敷と呼ばれるような家がほかにもあるのか。そして、その対応も伺います。

3 3つ目、猫の避妊去勢手術費用を支援できないか。猫の寿命は10年から15年ぐらいで、春と秋が出産シーズンで年に2回出産するそうです。

しかも、1回の出産で3匹から5匹生まれるそうです。やはり、これだけの出産があると避妊しなければ増えていくわけです。避妊手術の費用は2万から4万円で岐阜県動物愛護センターや日本動物愛護協会での補助もあるようですが、一般の飼い主の方は避妊去勢手術をしていると思いますが、飼い主がいない猫について愛護団体やボランティアの方々が避妊去勢手術をする場合、飛騨市としても費用の補助をしたらどうかと思いますが、市の考えを伺います。

4 4つ目、ふるさと納税「SAVE・THE・CAT・HIDA」について。飛騨市ふるさと納税活用ソーシャルビジネス支援事業の募集から2社が審査を通過し、その1つにSAVE・THE・CAT・HIDAという事業名で高齢化問題、空き家問題、過疎化、野良猫問題など猫を通してソーシャルビジネスで解決とあります。この事業で野良猫、多頭飼育問題の解決になればいいことだと思います。事業の中に猫勢調査や猫の学校など色んな事業がありますが、どのような事業なのか。今後、どのように進めていくのか市の考えを伺います。以上よろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、ペットについて、まず1点目の指定避難所へのペットの同行避難についてお答えします。

市では災害が発生し、避難所を開設するときに避難所運営を効率的に行う事ができるよう避難所運営マニュアルを作成しており、その中でペットの同行避難が可能である旨を記載しております。

また、マニュアルではペットへの備え、避難所での対応、ペットの受け入れ場所の確保について記載しており、飼い主は平常時から災害時に備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めていただくことをお願いしております。

また、同行避難する場合の避難場所については、アレルギーや騒音、衛生上の問題から、原則として屋外でケージ等を設けて飼育することとしておりますが、施設の運営面から可能な場合には、室内での飼育が必要なペットについて、居住スペースから離れた別棟の部屋を確保し、避難者が同伴生活することも検討することとしており、その時々状況に応じて対応することとしております。

ペットの同行避難に関する周知については、これまでに避難所運営マニュアルのホームページへの掲載やチラシ等を全戸配布するなどお知らせしてきました。

また、毎年行っております防災訓練時においても、避難所運営訓練の中でペットの係留スペースを設けて受付の訓練を行うなど、同行避難を想定した訓練も行ってきたところです。

なお、ペットの同行避難においては、これまでもお知らせしているように、いざという時に慌てないよう普段からペットに基本的なしつけをしておくことや飼い主の災害時への備えが大切であるとともに、避難所にはすべてが準備されているわけではなく、避難所においてもあくまでも飼い主自らがペットの管理を行うのが基本であるということを、今後も避難訓練等を通じて市民の皆様に理解を深めていただけるよう周知を図ってまいりたいと思います。

2点目の猫の多頭飼育問題についてお答えします。猫の多頭飼育問題とは飼い主の生活状況の悪化や独居の飼い主が長期入院や施設入所するなどの環境変化などにより、飼い猫の数が飼い主の飼育管理能力を超える状態となり、エサやりや糞尿、食べ残しの清掃が行き届かない。また、予防接種や不妊手術などの管理が適切にされないなどの状態になることと認識しております。

ご質問の19区付近の事例は、平成29年に区長からの野良猫相談として把握しました。当時から飛驒保健所とともに多頭飼育状況を確認し、飼い主に対し適切な管理と不妊手術の実施を指導してまいりました。その後も糞や鳴き声、匂いなどの苦情が近隣市民から市に寄せられることがありましたが、その都度職員が出向き飼い猫を外に出さないようお願いするなどの対応をとってまいりました。

その後、飼い主自身が愛護動物の保護活動を行う高山市内のNPO法人へ相談され、NPO法人の支援でこれまでに40頭近く不妊手術がされており、現在は不妊手術が未実施のものが数頭残っている状況と伺っております。市内の類似事案としましては、昨年飛驒保健所からの相談に

より古川町内で1件の事案を把握しております。こちらには別の高山市内の愛護団体が支援してくださっており、20頭以上の飼育猫のうち10数頭が不妊手術されたと伺っております。

この2件以外に市へ類似の苦情や相談は寄せられていませんが、支援いただいている団体への聞き取りによれば、市内にこれらを含めた5～6件の類似事例があるとのこと。猫には犬のような登録や予防接種の制度がないため、飼育数の実態把握が困難ですが、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じている場合は動物愛護管理法で都道府県に助言や指導等の権限が認められているため、飛騨保健所と連携し適正な飼育と不妊手術を指導している状況です。今後も苦情や問題が生ずれば保健所と連絡を取りながら対応してまいります。

3点目の猫の避妊去勢手術費用への支援についてお答えします。ご紹介のあった日本動物愛護協会の補助制度は、飼い主のいない猫の不妊、去勢手術に対し、メスの避妊が1件1万円、オスの去勢が1件5,000円を上限として毎年予算の範囲内で助成されています。

また、県内の自治体では岐阜市、大垣市、海津市、美濃加茂市、高山市などで、不妊、去勢手術に対し2,000円から6,000円程度の助成制度を設けている自治体もあります。先ほどの答弁で触れました2つの団体との間で、昨年意見交換を行ったところ、手術費が無料や格安で実施いただける機関が複数あり、そちらを利用するなどしておられるようですが、機関によってはそこまでの移動の交通費がかかるとの現状も伺っております。

今後、類似の事案が増えるようであれば、支援団体のご意見も伺いながら実情に応じて行政の支援が必要な部分がないか検討してまいります。

4点目のふるさと納税、SAVE・THE・CAT・HIDAについてお答えします。本事業は、本年度より創設した「ふるさと納税飛騨市を舞台にしたソーシャルビジネス創出支援事業」の対象事業となったものです。ソーシャルビジネス創出支援事業とは飛騨市が抱えている地域課題に対し、ビジネスの手法により課題解決を図る企業や団体、個人事業主などを全国公募し、認定事業者には飛騨市ふるさと納税、飛騨市企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの枠組みを開放し、そこで事業者自らが全国の支援者からふるさと納税等の寄附金を集めていただき、市はそこから返礼品等の経費を除いた金額を、そのまま活動に対する交付金として交付するものです。

議員からご質問のあった事業については、岐阜市に本社を置く株式会社ネコリパブリックが、これまで蓄積した保護猫活動の知識や経験、情報などを活用し、猫を通じて地域課題の解決に取り組むものとして行うもので、現在、ふるさと納税等の呼びかけを始められており、計画では令和4年度から市内で事業を開始する予定となっています。提出のあった事業計画によりますと、まずは市内で飼養されている猫や飼い主のいない猫の調査を行い、情報をデータベース化し個体数や手術の有無などを一元管理することで、多頭飼育崩壊などを未然に防ぐ対策に取り組みたいとのこと。

さらに、保護された猫のシェルターや不妊手術を行うための保護猫専門病院の設立などとともに、2年目以降には猫の専門学校の開設やペットの火葬事業にも取り組みたいと伺っております。今後、本事業が実施されれば、市内の猫の多頭飼育問題や地域猫トラブルの解決につながると期待しているところです。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。19区の多頭飼育の件ですが、私も高山の愛護団体の方にちょっとお話を聞きに行きまして、昔は、ここ最近やっぱり毎朝、餌をやりに行ったりとか、夕方餌をやりに行ったりもしとるようで大変いいことだなと思っています。今、去勢手術も後、2、3頭でできるというような話でした。いいことやなと思います。

ただ、それを地域の住民の方が知らないのではないかなということを思いますので、区長さんあるいは地域の方々に何か方法を連絡するというか、今、安心して下さいよというようなことの報告をすることはできないですか。回覧板を回すとか。そのへんについてちょっと意見をお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

NPO団体にお伺いしたところ、今年度、この多頭飼育についての支援に入っておるということですが、周辺の方からの苦情もある中で、ご近所の方などの協力で周辺地域の皆様へ状況の説明や協力を求める文書も配布していただいたり、この猫の地域猫活動であることを、近隣の方に知っていただくような張り紙なども行ったというふうに聞いておりまして、近隣の方には、ある程度周知がされているのではないかと思います。

○5番（井端浩二）

わかりました。あと、ほかの地域でも飛騨市の中でも5、6件ぐらいあるというふうに保健所のほうから聞いているという話も聞きましたが、万が一、市として連絡が入った場合、野良猫が多いよとか、あるいはそういうのがあるよと言った場合に、どのような対応をまず、保健所と多分、連絡はすると思うんですが、どのように対応されますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

愛護動物の管理につきましては動物愛護管理法に基づく岐阜県動物愛護管理推進計画というものがあるもので、市町村の役割として、これらの不適正な飼育問題の多くは地域に密着したものであり、管轄保健所と連携をとりながら、図りながら解決に取り組むものということになっておりますので、市民からの苦情や相談があった場合には速やかに保健所に情報を共有し、県の指導、助言とあわせて協力してまいりたいと思います。

○5番（井端浩二）

私は高山の愛護団体とも、ちょっと2点お話を伺ったんですが、大変、私も猫のことは全然知らなくて、いろいろと勉強になったんですが、愛護団体の方たちも大変、今は困っている事務所に30匹おったり、理事長のお宅にも30匹おったりして、猫は避妊治療して、処分じゃないですけど、もらってくれる人がいればいいんですが、なかなか少ないということで、大変困っているようでございます。そういった愛護団体との連携も大事ですし、今後、飼い主の方がその愛護団体の人を呼んで、猫の飼い方というよりは、何か講習会というより、勉強会、そんなようなことを開くといいなと思ったんですが、そんなことを今後、開くような予定はないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

これにつきましても、先ほどご紹介しました岐阜県動物愛護管理推進計画におきまして、具体的な取り組みとしましてペットの習性、使用することや繁殖制限の措置、周辺の生活環境に配慮した適正な使用、屋内飼育等について市町村と連携しながらリーフレットの配布や講習会等により周知徹底を図るとされておりますので、こちらも県と連携しまして必要に応じて普及事業に活用してまいりたいと考えています。

○5番（井端浩二）

ぜひ、お願いいたします。ふるさと納税のSAVE・THE・CAT・HIDAというのも、少し私も勉強させていただきますが、これが令和4年度からこっちにきて活動しかけるという話を大変私も期待をしておりますし、それによって猫の多頭飼育や捨て猫や野良猫がいなくなれば大変いいことだなということを思いますので、そういったことを大変期待しながら、また、私も今のことを勉強させていただきますので、またよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、5番、井端議員の一般質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

ここで、先ほどの谷口議員の介護報酬の加算に関する件での質問に対する答弁を担当部長のほうよりしていただきます。答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほどの再質問で谷口議員さんのほうから、特定処遇改善加算の件のお話がありました。お答えさせていただきます。

特定処遇改善加算は10年以上の経験ある介護職員が、月8万円の給与改善または年収440万円以上になるよう、不足分を改善する場合の規模感で国が必要額、規模を試算して報酬加算率として決めているものでございます。各法人さんでは介護サービス種目ごとに違うんですけども、介護報酬の1.5%から6%が特定処遇改善加算として職員の給与改善のみに使える財源として、プラスされたものを受け取られているということでございます。この介護報酬の数%の加算額をどう職員配分するかは、必ずしも経験ある介護職員に集中させなければならないというのではなくて、各法人の裁量に委ねられておるところでございます。各法人で経営者と従業員の方との様々な関係性もございまして、経験のない職員にも平均的に改善を施す法人もございまして、経験ある職員にその財源を集中させるといった法人もあるということで伺っておるところでございます。実際の各法人さんでは、やっぱり職員さんが不公平ということにならないように配分しなければならないということで、かなり悩まれているという実態があるそうでございます。

ちなみに人数でございんですけども、市内の3つの特養を運営する大型法人のみの実績でございんですが、常勤換算人数で総数73名、この10年以上経験のある介護職員さんがいらっしゃいます。この加算により給与改善された職員につきましては46名そのうちいらっしゃるということでございます。残りの3分の1の方はここまでは行ってないけども、改善については受けられて

いるかもしれませんがちょっとそこにつきましては、当方ではちょっとわからないというところでございますのでお願いをいたします。以上です。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午後３時４０分といたします。

（ 休憩 午後３時３０分 再開 午後３時４０分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

４番、上ヶ吹議員。

〔４番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○４番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので一般質問をいたします。本日は、２点の質問をさせていただきます。

１つ目、耕作放棄地対策について。全国の耕作放棄地は昭和６０年頃までは横ばいで推移していましたが、平成２年以降は増加に転じています。恐らく飛騨市も同様に耕作放棄地が増加していると推測されます。

耕作放棄地となった原因は何か。１つとして農作業は身体に負担がかかり、高齢になると続けるのが困難である。主に農業で生計を立てている農業従事者のうち２０２０年度統計で６５歳以上の割合は６３．５％であり３０年前の３．３倍にも増加しています。

２つ目、農業従事者の高齢化が進みリタイヤする人が増え、また若者の農業離れもあり農業を継いでくれる人もなく後継者不足になっている。

３つ目、農作物の価格が低く、利益の上がる作物が作れず農業を継続することが困難で農業を辞めることになっていく。これは他作業に比べ収益性が低いことも要因になっております。

このようなことが耕作放棄地が増え続ける主な原因です。今回、飛騨市の山間地域の耕作放棄地対策をどのように再生や管理をすればよいのか、また、私自身も山間地域で耕作放棄地を抱えており、個人の力では限界を感じている一人として、これは農業者、農地所有者だけの問題ではなく自治体の問題と捉え一体となって対策を講じなければ、この先、耕作放棄地問題が急速に進むことが不安視されます。

また、昨年、市民と議会との意見交換会がありました。やはり山間地域での意見として農業の後継者不足や耕作放棄地対策、鳥獣被害対策等の意見を頂きました。今回、特に山間地域の耕作放棄地対策について質問させていただきます。

１つ目、山間地域の耕作放棄地対策について。耕作放棄地面積は中山間地域に最も多く、耕地面積に対する割合では山間農地地域が最も高くなっています。山間地域でも平坦地域は農地集積、集約を行ったり農地中間管理機構を活用する手段もあります。

また、土地改良事業等で農地整備もされ大型機械も導入でき、農業が継続できる仕組み、手だ

てがあると思われます。

しかし、山間地域は土地改良もできず、担い手もない状況で耕作放棄地がどんどん増え続けることが予測される中、今後どのように今ある耕作放棄地を維持管理すべきか、お考えを伺います。

2つ目、新たに所有者が不在となった耕作地の管理について。農地所有者は、水稻、野菜作り、また、耕作放棄地は草刈り等を行い管理していますが、将来的に所有者が不在になった場合、新たに耕作放棄地が発生します。何とか耕作放棄地になる前に農地の有効活用や管理方法についてのお考えがあれば伺います。

3つ目、耕作放棄地対策の機械導入助成について。耕作放棄地の地権者は年数回の草刈りをしてできる限り維持管理に努めています。

しかし、山間部は急斜面が多く、草刈り作業も大変苦勞されています、そこで自走式の草刈り機を貸し出している他自治体もあるそうですが飛騨市の農業者向け各種補助制度、R2年度版に中高年就農者農機具等購入助成があります。概要として新規で農業を始める中高年就農者支援ですが、自走式草刈り機等の助成対象にできないか伺います。

4つ目、自治体が主体の農産物栽培について。農業従事者は元気なうちは自分たちで農地を守っていますが、高齢になると農作業ができないのが現状です。

そこで、山間地域で育てやすく管理などが容易な作物の栽培等の実証モデル地域の検討をされたいかがでしょうか。管理は自治体やボランティアが主体となってやっていただけるのが理想です。農地所有者は貸出しの見返りは望んでおりません。農地が荒れなければ良いのです。

以上、4点よろしく申し上げます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。都竹市長。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

耕作放棄地対策につきまして、私からは1点目の山間地域の耕作放棄地対策ということでのお尋ねにご答弁申し上げます。

議員から議会と市民との意見交換会でもたくさん意見が出るというお話がございましたが、私と市民との意見交換会でも、この耕作放棄地問題というのは本当によく意見を伺います。大きな問題としてとらえられている方が多いというふうに認識しております。

昨年度、各地域で人・農地プランの実質化ということでお集まりいただいて意見を伺ったのですが、その際も人口減少や高齢化、後継者不足などにより農業が続けられなくなる、なんとかならないかという声は多くございまして、これは今後、さらに大きくなるものだろうというふうに受け止めているところでございます。

ただ、今後の方針を考える上で、そもそも日本の農地というのは何なのか、どういう歴史なのかということを少し踏まえておく必要があるのではないかと私は思っておりまして、歴史を紐解いてみますと、戦後人口の急増というのがございまして、深刻な食糧難の時代がありました。その際に、とにかく食料を増産しなきゃいけないということで、積極的な開墾、開発が行われたという歴史がございまして。農地面積が国内で最大になったのは1961年ということでございまして、その間とにかく増やせ、増やせで開墾、開拓、開発を繰り返してきたわけでありまして。市内

において必ずしも農業に適さないという地域がございますけども、土地がございますが、恐らくそうした所も含めてこの時期に広まったものであらうと思われまます。

しかし、そのあと、既に高度経済成長期に農村人口の流出が始まる、また、農業者の高齢化というのは既に昭和40年代の高度経済成長期に始まっておりまして、専業農家が減少に転ずる、それから農地面積が宅地等への転用とか、荒廃農地の発生によって減っていくという現象が既にみられておりました。特に顕著になったのが1980年代以降でございまして、耕作放棄地が急増してきたという問題が取り上げられるようになったのはこのころです。もう40年ほど前だということですね。その面積がいまや我が国全体で約40万ヘクタールということで滋賀県の面積を超える規模になっているということでございます。飛騨市においても、申し上げましたように食糧難の時代に開墾、開発が行われた農地というものがあるわけでございますが、それはもちろん、今や、まとまった優良農地すら存続が難しい状況になっておるというふうに認識しております。人口減少が今後さらに進んでいくわけでありまますから、これをすべての農地を同じように守ることは無理だというふうに認識しておりまして、これはいくつかのタイプに分けて対策を考えて行かざるを得ないというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、1つは生産性を上げて積極的に活用していく農地というものもあるかと思ひます。2つ目には不在地主や後継者不足はあるけれども、地域全体で守り維持していく農地というものもあるかと思ひます。そして3番目には農地管理ができず、植生、いろいろなものが生い茂ったり、生えたりということで山や森に還っていかざるを得ない農地もあるのではないかとこのように考えておりまして、こうした類型を分けた対策がいるのではないかとこのように思ひます。

このうち平坦な農地や連坦した農地など耕作条件の良い農地、これに関しましてはやはり担い手への集約、集積を行いながら、さらに生産性を上げまして、農地として積極的に活用していく必要があろうかというふうに思ひます。同時にそのために営農能率を上げるための土地改良事業の実施、あるいは今後、必要となるスマート農業などを積極的に推進していくというのが対策になります。

次にその集落の周辺にあつて耕作条件が不利な地域ではあるけれども、地域で維持をしていくことができるという農地につきましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度などを活用して支援を拡充していくという方針であります。これらの農地については、小規模農家も含めた多様な担い手が高齢となつても農産物直売所などに出荷できるなどの対策を講じ、また、健康づくりも合わせた生きがい農業への取り組みという観点からも対策を講じていきたいと考えておるところでございます。

一方で、こうした政策努力をもつてしても、なお、農地として維持することが困難な土地というものがあるわけでありまますが、正直に申し上げましてこれまで十分な議論をしてこなかったというふうに思ひております。これらは不耕作地からいずれ非農地になっていくということはもう避けられないという状況でございまますから、そのプロセスの中で獣害対策、イノシシとかに荒らされるということも当然あるわけですので、それをどうするかということも含めてどのような道筋をつけていったらいいのか、また、そうした土地は何か利用ができるのかどうかということについて、これは検討を進めていきたい。しっかりとここについては分けてですね、検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

2点目の新たに所有者が不在となった耕作地の管理についてお答えします。

昨年度、市内各地で農業関係者との話し合いをもった人・農地プランの実質化では、まさに耕作放棄地となりそうな農地についてどうするかをテーマとしました。地域で様々な課題を共有し、地域内で農作業を担える方がいないか、他の地域から耕作に来てくれる農業者はいないか、耕作ができなくなるのであれば、荒廃農地とならないように地域でどう対応していくかなどを話し合う地域の主体形成が大切だと考えております。

昨年、十分に実施できなかった地域や、希望される地域において、今年度も人・農地プランの実質化など、地域の皆様の思いを丁寧にくみ取り、話し合いの場を設けてまいります。

3点目の耕作放棄地対策の機械導入助成についてお答えします。議員ご指摘のとおり中山間地域では農地の畦畔の草刈りなどが大きな負担となっています。議員ご提案の中高年就農者農機具等購入助成につきましては、45歳以上75歳未満の範囲で新たに出荷、販売を前提に農業を始める方を支援するもので、既に自走式の草刈り機も対象となっております。

一方で、住民のさらなる高齢化と世帯数の減少により農地保全や農地に隣接した道路の法面等の草刈りなどの共同活動も困難化する集落も出てくると考えており、農地の保全管理を目的とした作業受託や集落共同活動への支援策拡充を検討してまいります。

4点目の自治体が主体の農産物栽培についてお答えします。農業就業者が少ない中で、高齢農業者の皆様には農業生産や農地保全に大きな役割を担っていただいています。内閣府の調査では、農村地域居住者の方が都市居住者に比べ健康状態が良いとの結果がでており、健康づくりの観点からも、まずは高齢農業者が農業を営んでいけるよう、産地直売や作業を軽くしていく環境を整えるなどの取り組みが大切だと考えております。山間地域で育てやすい作物の事例として、宮川町種蔵地区では岐阜大学と連携し、ふるさと種蔵村マイみょうが畑プロジェクトとして、ミョウガ畑のオーナー制度により、草とりからミョウガの収穫体験をしてもらうなどの取り組みが行われています。

このほかコスモスなどの景観作物やミツバチの蜜源となる作物などもありますので、地域が主体的に取り組むところからその特色に応じた対策を地域とともに考えてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

市長の答弁、ありがとうございます。それで、たしかに今、言われた3つ、一番に生産向上性のある場所は大いに助成していただいて、農業を発展させるということは一番だと思います。ただ、3番目のどうしても山なり森林になっていくところは不耕作地というふうに言われましたが、これの結局、農地が耕作放棄地になって、何かり山化してしまうんですけど、非耕作農地を農業者はどう守ればいいのか、もしお考えあればもう一度、お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

守れないということなんです、なので守れないところが健全な在り方といいますか。山への
返り方というものの道筋をやっぱり考えないといけないんじゃないかと思うんです。私、市内を
ずっといろいろなところに行くわけですけども、現実にかつて集落があつて、恐らくここは田ん
ぼや畑がたくさんあつたであろうというようなところに出会うことがよくあります。

例えば河合の具体の地区の名上げるのはあれなんです、月ヶ瀬地区というのは、もう、今、
家はないわけですけども、実際に結構昔、住んでおられた家がここにあつたんだろうなという跡
があつて、田んぼや畑の跡もあり、恐らくそこは離村といいますか、人が減って行って、亡くな
られて、それでだんだん、だんだんなくなっていくんだろうというふうに思うし、例えて言う
と宮川町の何箇所かも、私が行っているところでそういうところもあるわけで、そういうところを
見たときに、そこがどういうプロセスで、何が起こってきたのかというのをちょっとやっぱり調
べてみる必要があるんじゃないかと思います。イノシシとかに掘り返されるとすれば、何をすれ
ば掘り返されずに、言わば無視されるで済むかということもあるでしょう。あるいは何かしら別
のかたちで山に返っていくとすれば、手のかけ方があるのかどうか。とにかく山際のところから
まずは考えていくのかなというふうに思います。

なので、農地として守っていくというよりも、山への返り方というものを少し考え始めてみる
必要があるかなと、そういう認識でおるところでございます。

○４番（上ヶ吹豊孝）

実は私も昔は里山近くに農地があつて、市長が言われるように、もう原生林になってしまって、
そういったところは民家から離れているので、この時代にいたしかたないかなと思うんですが、
今、私が心配しているのは、私の集落もそうなんですけど、もう民家の周りに今まで畑、田んぼ
があつたところが、もう耕作放棄されているところがあつて、そこはまだ民家と民家の間なので、
そこを守るにはどうしたらいいかということが一番聞きたいんですけど、本当は土地を持ってみ
えるから自分でやりたいんですけど、高齢化してどうしても機械が使えない。もうその方が不在
になれば、自分たちの子供たちがもう県外出ているということで、どうしてもその家の周りがだ
んだん、だんだん荒れていくんですね。そうすると、この問題がめちゃくちゃネガティブな
ってしまつて、これを考えるとこの先どうなるんだろうという心配が非常にあるんですけど、ちょ
っと部長に、そういった集落でやっぱり集まつて何かしようと思つても高齢化でもう自分の土地も
守れないのに、集落を守るというポジティブな気持ちもありませんし、やっぱりここを何とかね、
行政なりボランティアで何とかならないかなというふうに思うんですが、実際その民家近くの遊
んでいる耕作放棄地をどうするかというのをもう一度、ちょっとお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部（野村久徳）

私も担当の部長として大変重く受け止めております。先日も実はいろいろ資料要求とか議員か
らいただいて梨ヶ根も行ってきましたし、その他、神岡町。それから、河合の天生から有家それ
から宮川のほうまで見てきました。どうしても荒れているところはモザイク状に荒れてきます。
モザイク状です。なので、大変効率によつても難しいということもよくわかります。

やはり、まずは我々も含めて、地域が主体的に、今あるマンパワーをどうつないで、例えばス

マート農業であるとか、あるいは機械の草刈り機も含めてどうするかということ、そのプロセスを充実して、いずれは、どうしてもならないところは粗放的な農業と言われる、要は面積当たり投資しないような、例えば、繁殖の牛の放牧であるとか、あるいは景観作物であるとか、あるいは林地化というのを専門家も入れて考えていく必要があるかと思います。

政策手段なんですけれども、ぐるっと市内を見たんですが、例えば有家の集落から奥まったところは、耕畜連携で飼料用米を作っているんです。今の農免道路沿いも見ていきますと、今ちょうど刈り取りの季節ですが、全体の緑がしっかりこう、緑のところで飼料米です。そういったものを使ったりだとか、あとは来年度、ちょっと今も、ちょうど話してきたんですが、山際の広いところは繁殖の牛の放牧も実証してみたいというふうに考えておりますので、まずはその様々な政策手段を講じて、地域の方とよく相談をさせていただいて、そこから具体的に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

今、部長が言われたようにいろいろな作物を植えたり、いろいろと言われましたけど、一番はやっぱりマンパワーがないんですよね。だから提案されても誰がするのよというんだということになってくると、やっぱりどうしても行政とかボランティアの力を借りなきゃいけないと思うんですが、これを話しても、ずっと順々めぐりなので、ぜひ、この耕作放棄地対策、我々、恐らく、耕作放棄地を持ってみえる方は、切実な問題だというふうに思っておりますので、ぜひ、ご提案をいただけるようにお願いします。

それと、あと、4番目に質問した要は同じような質問になってしまうんですが、家の周りを荒らさないためには、何かやっぱり物をつくるのが一番よくて、どこかのアンケートを見ましたら農業をやりたいかと聞いたら、60%の人がやりたくないと言うんですね。それでやってみたいか、既にやっているかという方は40%みえる。その40%の方は週一とか週二の休日のときに、庭いじり的な感じで、少し農業に携わってみたいという方がいるんですね。そういった方は恐らく毎日やったら、とてもじゃないけど離れてしまうと思うんですが、そういった4割の方がみえるということは、そういった耕作放棄地に、先ほど言われたように、ミョウガですか、例えば花だとか、先ほど私、言いましたけど、地権者は見返りで土地代よこせとか、何も考えていないんですね。だから、そういったボランティア等の協力を得ながら、そういった何か栽培できれば、これが1つの対策かなと思いますので、また、十分検討していただいて進めていただきたいと思います。

それと先ほど、午前中の市長の関係人口のところの答弁で、楽しい、うれしい、面白いを、ぜひ、山間地域の農業に目を向けていただけるようによろしくお願いします。

次の質問に移ります。次の2番目の質問ですが、実は定例会前には質問がかぶらないようにいろいろ議員間でリサーチをするんですが、次のテーマは籠山議員としっかりかぶってしまって、この質問は私、飛騨市議会が一番の質問だというふうにテンションを上げていたんですが、午前中にやられてちょっとテンションも下がり気味なんですが、通告書どおり質問させていただきます。

スケートボード施設誘致について。先日開催された東京オリンピックで日本選手団は史上最多の金メダルを獲得して幕を閉じました。中でも今大会から採用されたスケートボード競技で男女4種目のうち3種目で日本勢が金メダルを獲得し、大きく取り上げられたのは記憶に新しいとこ

ろです。オリンピック以降、全国的にスケートボード人気が高まっていると聞きますし、飛騨地域や飛騨市でも増えているそうです、市内では以前、駐車場等で若者が滑っているのを見かけました。一見どこでもできそうにみえますが、実際に滑る場所が無いのが現状のようです。駐車場は広くてスケートボード場として最適ですが、車を傷つけたり、人に接触して怪我を負わず心配があることなどで禁止されています。

また、町なかに舗装した広場もありますが、滑る音が大きいことで市民からの苦情もあり滑走できないようです。そうしたことで、神岡では市街地に有志で資金を出し合い、倉庫内にボード滑走場を設置し練習しているそうです。神岡町には一般用の滑走場がないため、迷惑のかからない場所を探し滑っています。こうした所は環境も悪く特に子供たちの事故等が一番心配されます。今回、オリンピック競技にもなったことで単なる遊びと捉えず、スポーツとして考えれば練習施設が無いのはスポーツ競技としての芽を摘む事になります。そこで今回、市内にスケートボードが自由に滑走できる環境を作れないか質問します。

1つ目、練習施設の設置について。どのスポーツでも毎日の練習の積み上げが上達に繋がります。野球であればキャッチボールや素振り、サッカーであればドリブル練習等です、どれも少しの空き地があればできます。スケートボードもそうした少しの空き地があれば練習できますが現状、無いのが実情です。飛騨市にも近場でスケートボードの練習ができる広場の設置を検討してはいかがでしょうか。学生であれば自転車移動可能距離にできればよいと思います。

2つ目、飛騨市に競技用施設の誘致について、今回のオリンピックをテレビ観戦された方は御存じでしょうが、スケートボード競技には街にあるような階段、手すり、ベンチをモチーフにしたコースを使用して難易度や高さ等を競う「ストリート」と、お椀形の湾曲した複雑な滑走路を滑り難易度や高さ等を競う「パーク」の2種類あります。今後、ますます競技人口が増えていくと予想され、また全国的に大会も開催されるのではないかと思います。

そこで、例えば流葉休養村グラウンドや流葉古畑グラウンドにスケートボード競技施設を誘致し、グリーンシーズンの観光事業として検討しては如何でしょうか。

3つ目、小中学校生のスケボー利用の指導について。飛騨市の小中学校生徒にはスケートボード利用についてどのような対応や指導されているのか伺います。

正式なスケートボード場がない中で、スケボーをどのように滑走するよう指導しているのか伺います。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

スケートボード施設誘致について、3点のご質問がございました。1点目、練習施設の設置についてお答えします。

神岡町においては船津座付近の護岸や大津神社裏の国号41号線沿いの倉庫を利用してスケートボードの練習をしていることは把握しておりますが、河川敷であることや国道を横断しなければならないことなど、子供たちが利用するには安全とは言えません。スケートボード施設の設置についての考えは、基本的に今日午前中の籠山議員のご質問にお答えしたとおり、河合町の旧羽根体育館の施設、Simjah・Skateparkを積極的に利用していただきたいと考え

ております。その上で、先ほども申し上げましたが、今後、愛好者のニーズを聞かせていただき、安全に練習できる場所が確保できないかを調査させて頂きたいと思います。

2点目、飛騨市に競技用施設の誘致についてお答えします。次は練習用ではなく競技用施設についてのお尋ねです。はじめに、競技用施設を建設する場合、最低限これだけのものが必要という基準は特になく、その大会のレベルにあったコースとしての特色があり、数種類のラインが取れることが重要となってくるとのことです。

また、日本代表選手になるにはA J S A（一般社団法人日本スケートボード協会）主催の公認大会に出場する必要があります。今回の東京オリンピックにおける年少選手の活躍や、来年2月北京で開催される冬季オリンピックでのスノーボード競技等にも期待がかかる中、今後も全国的に若者のスケートボードやBMX、スノーボードといった、いわゆるエクストリームスポーツの競技人口の増加が予想されます。議員ご提案の競技施設の誘致につきましては、全国的な動向に注目しながら情報収集を行い、競技用施設を手がける民間事業者の情報があれば、使用頻度の少ない流葉休養村グラウンドや流葉古畑グラウンドも候補地の1つとしつつ、働きかけを行いたいと考えております。

最後に3点目、小中学校小中学生のスケートボード利用の指導についてでございます。小中学校のスケートボード利用については、常に安全指導をしているところであり、今年も7月の市生徒指導主事会において、教育委員会から各学校へ依頼をいたしました。各学校では、生徒指導主事や学級担任から全校の児童生徒に向けて、公道では使用しないことやスピードを出しすぎないこと、また必ずヘルメットやサポーターを装着することなどを指導しております。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

一度、午前中聞いてから、また再質問をするのも心苦しいんですが、今、局長が言われた、神岡の船津座というふうに午前中も出たものですから、その名前を伏せておったんですが、市役所、教育関係者としては施設を公式に認めということなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

市として公式に認めたという施設は市内にございません。

○4番（上ヶ吹豊孝）

というのは船津座の裏というのは、たしかに民家から離れていて騒音の問題ないと思うんですが、船津座側は壁でいいんですけど、その反対はもう川で、大変危険やと思うんですね。あそこに、もしそういうふうに分かってみえとって、であれば、例えば川側にネットをすとか、そういう対策をとらないと。わかっていましたけど、何かあったときに実は知りませんでしたとなってしまうので、やはり、そういったところじゃなくて、私が思うのは先ほど言いましたように、手身近な場所で毎日こつこつと積み上げるのがスポーツだと思うんですね。

だから、例えば、坂巻グラウンドは少し民家から離れているので、その駐車場の一角だとか、まだちょっと探せば、例えばスカイドーム裏の第2駐車場ですかね、あそこは民家が離れているので、ああいったところだとか、やはり、大げさなその練習場はたしかに羽根のパークがあるのでいいんですけども、船津裏で、道路の対岸から見ていると。とても羽根のコースを滑れるよう

なレベルの子はいないと思うんですね。やはり羽根は、私も行って担当者に聞いたんですけども、かなりの上達者じゃないと羽根は使えません。それとあそこはBMX、自転車のモトクロス。あれの練習場にもなっていて、やはり子供さんが行くと、やっぱり事故とかが心配になってきて、先ほど言いましたけど、羽根は相当の上級者でないと使えないということがあるんで、それも神岡から私行きましたけど40分ぐらいかかるところで、それも平日は週2回、あと土曜日、日曜日ですか、それも平日は管理者の方々が仕事をしてみえるんで、やっぱり午後6時半か7時になって、公共施設なので午後9時に閉まるということで、なかなかその練習ができないということがあるんで、やはり大きな設備は要らないので、ちょっとした空き地をやっぱりつくるということが一番重要じゃないかというふうに思っています。そのへんで検討されるということをお聞きしたんですが、今朝ほどの市長の籠山議員の答弁で、情報が上がってこんというふうに言われたんですけど、逆の子供たちは情報上げられないというのと、やはりどうしても人目につかないところで、滑って隠れてやっていると思うんですね。そうすると私が心配しているのは、事故に遭うとか、ちょっと非行に走るとか、そういったことがあるので、やはり正式な場所を設けるのが一番大事だと思うんですが、そのへんもう一度、ちょっと教育長に、検討するというのはどの程度、私はそんな大げさな羽根のようなものは要らないんですけど、簡単に空き地、例えば5メートル角、10メートル角の程度でいいと思うんですが、そのへん委員長はどう検討されているかお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

局内でまだ検討しておりませんので、十分なお答えはできないんですが、ただ、今朝ほどの籠山議員のご発言もお聞きしながら、青少年のスポーツとして、これまで既存のものをいろいろ考えて整備を整えてまいりましたが、新しいスポーツも含めて、もう一度しっかりと検討を進めていくべきかなというふうに思います。それがスケートボードなのかどうかということにつきましては、まだ多方面についてちょっと検討いたしたいと思いますが、前向きには考えてまいりたいと思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

十分検討していただいて、飛騨市に何十面でもつくっていただければ幸いかと思います。

それとあと、調べると、今、人口が少ないように見えますけど、日本のスポーツ人口でサッカーが一番多いようなんですが、日本のサッカー人口が約750万人。野球人口が730万人。スケートボードは、この調査はオリンピックの後だね、ちょっと増えていますけど、400万人いるそうなんですね。そうすると意外と私が思ったより、かなり人口が増えているということで、ますます今、羽根の管理者に聞いたところ、やはり高山に専門のスケートボードショップがあって、かなりの注文とかがあって飛騨市からもかなりの購入者があるということをお聞きしました。やはり、滑走場がいまだに公認されたところが、その羽根しかないということは、やはりどこかで滑らんといかんと思うんですが、そのへんを早急に決めて検討していただいて、先ほど言いましたけど、幾つもできるようにお願いしたいと思います。

それとあと、誘致の問題なんですが、やはり今、全国にまだ、先ほど籠山議員のとは違うんですが、公共のパークはまだ日本で100箇所しかないらしいんですね、私営はあるそうなんです。

が、公共はまだ2つ、高山に1箇所と中津川に1箇所。2施設ということは、まだまだこれから人口が400万人もいるということなので、ぜひ、流葉に大きい施設をつくっていただいて、私が言いましたように、グリーンシーズンの流葉の誘致に、ぜひとも役立てていただきたいなと思います。そのへんもあわせてお願いして質問を終わりたいと。ありがとうございました。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後4時23分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（8番）

徳島純次

飛騨市議会議員（9番）

前川文博